

令和7年5月

申告書を作成するための
チェックポイント

門 真 稅 務 署

目 次

1 所得金額に対する税率	1
2 グループ法人税制	5
3 特定同族会社の留保金課税	7
4 所得の金額、利益積立金額及び資本金等の額の計算	9
5 所得税額の控除	12
6 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	13
7 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	18
8 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	25
9 青色申告事業年度の欠損金の損金算入	30
10 受取配当等の益金不算入	31
11 貸倒引当金	34
12 寄附金の損金不算入	39
13 交際費等の損金不算入	41
14 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	44
15 役員給与の損金不算入	47
16 適用額明細書の提出について	50
17 消費税及び地方消費税の申告書	51

略語

○ 文中で用いている略語は次のとおりです。

法法	・	・	・	・	・	法人税法
法令	・	・	・	・	・	法人税法施行令
法規	・	・	・	・	・	法人税法施行規則
措法	・	・	・	・	・	租税特別措置法
措令	・	・	・	・	・	租税特別措置法施行令
措規	・	・	・	・	・	租税特別措置法施行規則
地法	・	・	・	・	・	地方法人税法
措特透明化法	・	・	・	・	・	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
消法	・	・	・	・	・	消費税法
消令	・	・	・	・	・	消費税法施行令
消規	・	・	・	・	・	消費税法施行規則

本資料は、原則として令和6年4月1日現在で施行されている法令等に基づき作成しています。

1

所得金額に対する税率(別表一、次葉)

1 所得金額に対する税率は正しいものを適用していますか。

各事業年度の所得金額に対する税率は法人の区分と所得金額に応じて次のとおりです。(法法 66、措法 42 の 3 の 2 ①)

区分	事業年度	平31.4.1から令和7.3.31までの間に開始する事業年度
中小法人(注1)、一般社団法人等(注2)、公益法人等とみなされているもの(注3)又は人格のない社団等	年800万円以下の部分	15%(注8) 〔又は19%(注8、9)〕
	年800万円超の部分	23.2%
中小法人以外の普通法人		23.2%
公益法人等(注4)	年800万円以下の部分	15%
	年800万円超の部分	19%
協同組合等(注5)又は特定の医療法人(注6)	年800万円以下の部分	15%
	年800万円超の部分	19%
	特定の協同組合等(注7)の年10億円超の部分	22%

(注) 1 中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時において次の法人に該当するものについては中小法人から除かれます。(法法 66⑤)

イ	保険業法に規定する相互会社(口(ロ)において「相互会社」といいます。)
ロ	大法人(次に掲げる法人をいい、ハにおいて同じです。)との間にその大法人による完全支配関係(5ページの1(1))がある普通法人(2ページの非中小法人イメージ図のS4社及びS5社) (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 (ロ) 相互会社(保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社を含みます。) (ハ) 法第4条の3に規定する受託法人(ヘにおいて「受託法人」といいます。)
ハ	普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人(2ページの非中小法人イメージ図のS3社)
ニ	投資法人
ホ	特定目的会社
ヘ	受託法人

- 2 一般社団法人等とは、法別表第二に掲げる非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。
- 3 公益法人等とみなされているものとは、認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合及びマンション敷地売却組合及び敷地分割組合をいいます。(措令 27 の 3 の 2)
- 4 公益法人等とは、法別表第二に掲げる法人(一般社団法人等を除きます。)をいい、公益法人等とみなされているものは含みません。

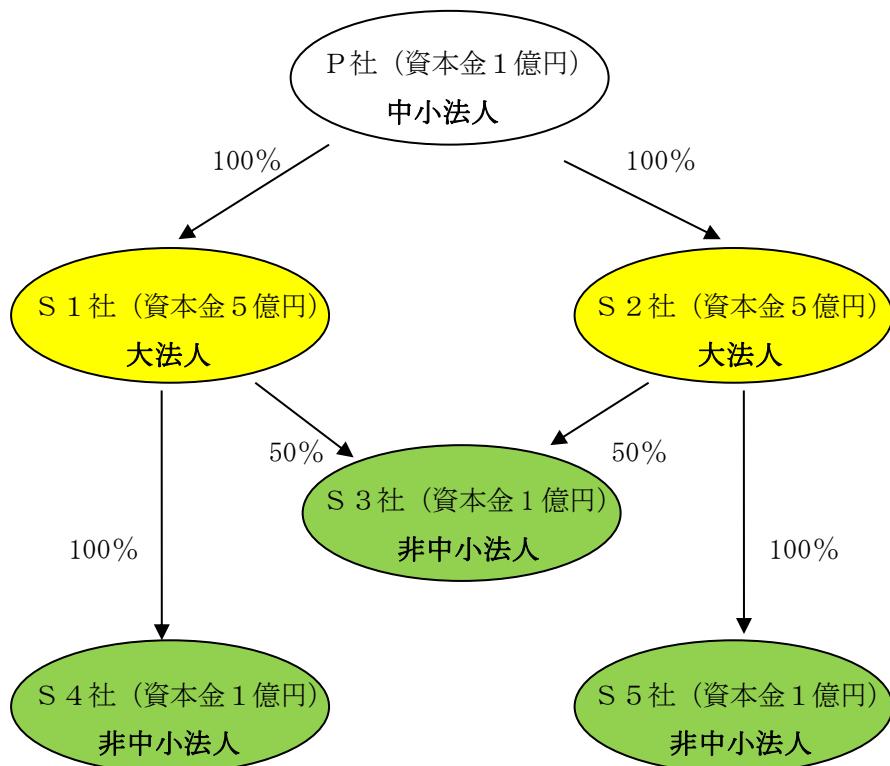
- 5 協同組合等とは、法別表第三に掲げる法人をいいます。
- 6 特定の医療法人とは、措法第67条の2第1項に規定する承認を受けた医療法人をいいます。
- 7 特定の協同組合等とは、その事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が1,000億円にその事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以上であるなど、一定の要件を満たす協同組合等をいいます。
- 8 適用額明細書の提出がない場合には、軽減税率の特例は適用されません。（措特透明化法3）
- 9 適用除外事業者（23ページのトピックス）に該当する場合に適用されます（平成31年4月1日以後開始事業年度が対象です。）。

2 非中小法人（1ページの（注）1口又はハ）ではありませんか。

非中小法人に対しては、以下の中小企業向けの特例措置は適用されません。

- (1) 年800万円以下の所得に対する軽減税率（1ページの1）
- (2) 特定同族会社の特別税率（留保金課税）の不適用（法法67①）
- (3) 貸倒引当金の繰入れ（銀行等一定の法人を除きます。）（法法52①、措法57の9①）
- (4) 貸倒引当金（一括評価金銭債権）の法定繰入率（法法52②）
- (5) 交際費等の損金不算入制度における定額控除の特例の選択（措法61の4②）
- (6) 欠損金の繰戻しによる還付制度（措法66の12①）
- (7) 青色繰越欠損金の控除前所得金額全額の損金算入（法法57①⑪）

非中小法人イメージ図



3 地方法人税の計算をしていますか。

法人税を納める義務のある法人は基準法人税額に10.3%を乗じた地方法人税を法人税と同じ時期に申告・納付することになります。（地法10①）

法人区分

該当のところを○で
囲みます。

普通法人(特定の医療法社団人等を除く)一般公益法人等
人等、みなしある人等、又は人格のない社団等

左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人

別表一 各事業年度の所得に係る申告書—内国法人の分……令六・四・一以後終了事業年度等分

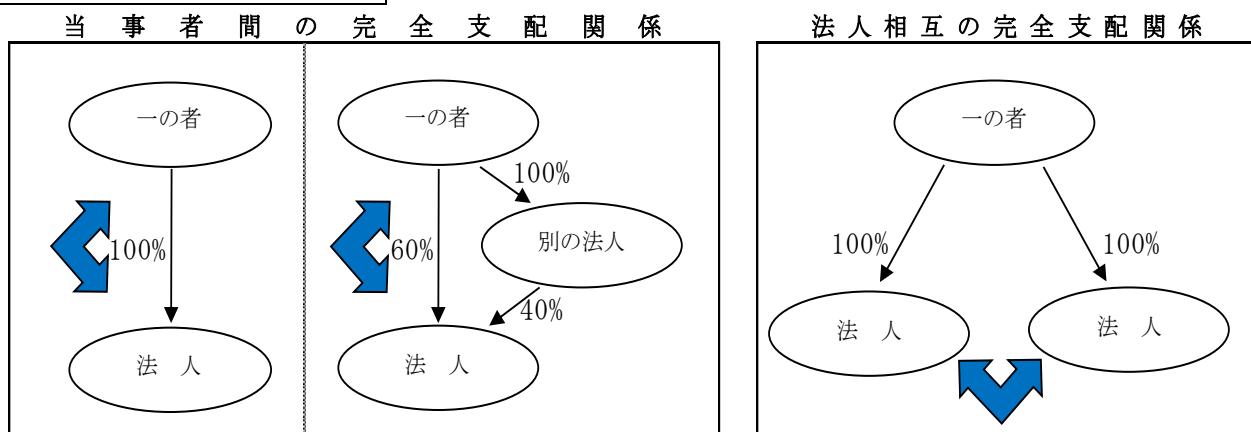
		事業年度等	非中小法人等（1ページの（注）1のイ～ヘに該当する法人）に該当するにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。また、適用除外事業者（23ページ）に該当するにもかかわらず15%を適用していませんか。	
		人 税 額 の		
(1) のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額又は（別表一付表「5」）	45	000 (45) の 15 % 又は 19 % 相 当 额	48	
(1) のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円 × $\frac{12}{12}$	46	000 (46) の 22 % 相 当 额	49	
そ の 他 の 所 得 金 額 (1)-(45)-(46)	47	法人の区分（1ページ）により 該当する箇所で計算します。	23.2 % 相 当 额	50
地 方 法 人 税 額 の 計 算				
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000 (51) の 10.3 % 相 当 额	53	
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000 (52) の 10.3 % 相 当 额	54	
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算				
法人税額の この申告前 の計算	法 人 税 額 55	地 方 法 人 税 額 この申告前 の計算	58	
還 付 金 額 56	外	還 付 金 額 この申告前 の計算	59	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15)-(55)若しくは((15)+(56)) 又は((56)-(24))	57	欠損金の繰戻しによる 還 付 金 額 この申告により納付 すべき地方法人税額 ((40)-(58))若しくは((40)+(59) +(60))又は(((59)-(43))+(60) -(43の外書)))	60	00
土 地 譲 渡 税 額 の 内 訳				
土 地 譲 渡 税 額 (別表三(二)「25」)	62	0	土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)「21」)	64
同 上 (別表三(二の二)「26」)	63	0		00
地 方 法 人 税 額 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 算				
外 国 税 額 (別表六(二)「56」)	65		控 除 し き れ な か つ た 金 額 (65)-(66)	67
控 除 し た 金 額 (37)	66			

1 他の法人との間に完全支配関係がありませんか。

(1) 完全支配関係とは、次の2つの関係をいいます。(法法2十二の七の六、法令4の2②)

- ① 一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係(当事者間の完全支配関係)
 - ② 一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人間の相互の関係(法人相互の完全支配関係)
- ※ ①の発行済株式等からは、自己が所有する株式及び一定の従業員持株会の所有株式等は除きます。

○完全支配関係イメージ図



(2) 完全支配関係のある法人間の取引には、次の①から④の措置などが適用されます。

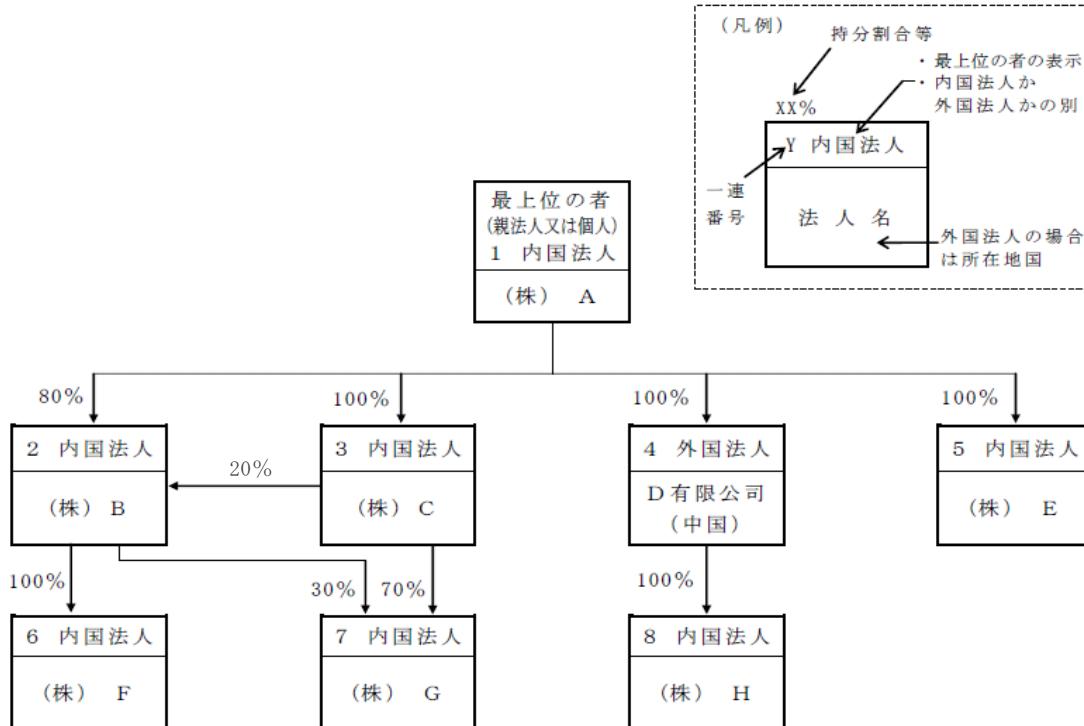
① 資産の譲渡損益の繰延べ	内国法人が有する譲渡損益調整資産(帳簿価額が1,000万円以上の固定資産、土地(土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。)、有価証券(売買目的有価証券を除きます。)、金銭債権及び繰延資産)を完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その譲渡した事業年度の所得の金額計算上、損金の額又は益金の額に算入し、その譲渡損益を繰り延べることになります。(法法61の11①)
② 寄附金の損金不算入	内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません。(法法37②)
③ 受贈益の益金不算入	内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額計算上、益金の額に算入されません。(法法25の2①)
④ 受取配当等の益金不算入	内国法人が完全子法人株式等(内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資)につき受ける配当等の額については、その全額が当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されません。(法法23①⑤)

2 他の法人との間に完全支配関係がある場合に、確定申告書にグループ関係を系統的に示した図を添付していますか。

他の法人との間に完全支配関係がある法人の確定申告書には、その法人との間に完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付する必要があります。（法法 74③、法規 35①五）

『出資関係図の作成例』

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和 XX 年 XX 月 XX 日

一連番号	所轄税務署名	法人名	納 税 地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	株 A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31	
2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	
...

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

3

特定同族会社の留保金課税(別表二、別表三(一))

1 特定同族会社に該当しますか。

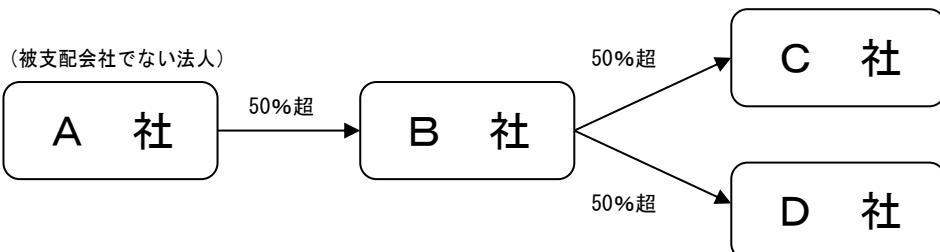
会社の上位 1 株主グループによる①持株割合、②議決権割合、③持分会社の社員数割合のうち最も高い割合が 50% を超える会社（被支配会社）で、資本金の額又は出資金の額が 1 億円超である会社は特定同族会社に該当します。ただし、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の被支配会社であっても 1 ページの（注）1 の口から本に該当する法人は特定同族会社に該当します。（法法 67①）

※ 持分会社とは合名会社、合資会社、合同会社をいいます。

(参考)

特定同族会社となる「被支配会社」は、被支配会社であることについての判定の基礎となる株主等に、被支配会社でない法人を選定しないで判定しても被支配会社となる法人をいいます。

この被支配会社でない法人とは、被支配会社ではない法人の子会社、孫会社等を含むこととされています。したがって、次の A 社から D 社は、いずれも特定同族会社とはなりません。



2 特定同族会社で当期の留保所得金額（別表四の留保欄の合計金額）が 2,000 万円を超えている場合に、留保金額に対する税額の検討をしていますか。

特定同族会社の留保金課税の対象となる課税留保金額は、当期の留保金額から、次の(1)から(3)までの金額のうち、最も多い金額を控除した金額をいいます。

なお、特定同族会社で当期の留保所得金額（別表四の留保欄の合計金額）が 2,000 万円を超える場合には、別表三(一)、三(一)付表により、課税留保金額が生じるかを検討する必要があります。

（法法 67①⑤）

(1)	所得基準額	所得等の金額 × 40%相当額
(2)	定額基準額	年 2,000 万円 × 事業年度の月数 / 12
(3)	積立金基準額	(期末資本金の額又は出資金の額 × 25%) - 期末利益積立金額

上位3株主グループ等で判定します。

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度

上位1株主グループ等で判定します。

別表二
令六・四・一以後終

同	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	内	1	21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	%
族	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	定	株式数等による判定	12	
株式数等による判定	(2) (1)	3	同	(11) (1)		
会	期末現在の議決権の総数	内	4	22)の上位1順位の議決権の数	13	
社	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5	議決権の数による判定	(13) (4)	14	
の	議決権の数による判定	6	社員の数による判定	(15) (7)	16	
判	期末現在の社員の総数	7	の	定 同族会社の判定割合	17	
定	社員の3人以下及びこれらの同関係者の合計人数のうち最も多い	8	判	(12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合		
同族会社の判定割合	(3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合	9	結果	特定同族会社	18	
		10		同族会社		
				非同族会社		

自己株式がある場合は内書に記載します(注1)。

行使不可能議決権がある場合は、その議決権の数を内書に記載します(注2)。

資本金の額等が1億円以下の場合には「11」～「17」欄を記載する必要はありません(注3)。

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者		株式数又は出資の金額等			
株式数等	議決権数	住所又は所在地	氏名又は法人名	判定基準となる株主等	支配会社でない他人株主等	その他の株主等
				株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額
				19	20	21
						22

「17」欄 50%超 特定同族会社
 「10」欄 50%超かつ「17」欄 50%以下 同族会社
 「10」欄 50%以下 非同族会社

この「18」欄と、別表一の「同非区分」欄の該当するところに正しく○をしていますか。

(注) 1 「1」欄の内書には、自己の株式の数又は出資の金額を記載し、「3」、「12」の各欄の記載に当たっては、その内書した数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。

2 「4」欄の内書には、行使不可能議決権(議決権の行使ができない株主が有する議決権)の数を記載します。

この場合、次の各欄はそれぞれ次により記載します。

① 「6」、「14」の各欄は、その内書した数を分母の数から控除して計算します。

② 「20」、「22」の各欄は、その内書した数を控除して記載します。

3 ただし、1ページの(注) 1の口から木に該当する法人の場合は「11」～「17」の各欄の記載が必要です。

4

所得の金額、利益積立金額及び資本金等の額の計算(別表四、別表五(一))

1 自己株式を取得した場合、みなし配当の検討をしていますか。

法人が自己株式を取得した場合、「みなし配当」が生じることがあります。これは、当該法人が自己株式の取得により交付した金銭等の額が、当該法人のその取得直前の資本金等の額のうちその交付の基準となった当該法人の株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、配当の支払とみなされるためです。このみなし配当が生じる場合には、利益積立金額を減少させる必要があるため、別表四においてみなし配当の額を「社外流出」として加算し、同額を「留保」として減算するとともに、別表五(一)の利益積立金額の計算における「当期の増減」欄において同額を減算します。

また、「みなし配当」については、一定の場合を除き、配当金の支払として20.42%の源泉徴収を行う必要があります。(法法24①④、法令23①六)

$$\text{みなし配当} = \frac{\text{自己株式の取得}}{\text{に係る対価の額}} - \frac{\text{取得直前の}}{\text{資本金等の額}} \times \frac{\text{自己株式数}}{\text{取得直前の発行済株式数}}$$

2 損金の額に算入されない役員給与を加算していますか。

役員に対して支給する給与のうち、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③業績連動給与のいずれにも該当しない給与は損金の額に算入されないため、所得の金額に加算する必要があります。

(法法34①)

したがって、「役員給与等の内訳書」(49ページ参照)の「その他」欄に記載がある場合には、その金額を別表四(「役員給与の損金不算入額」の「7」欄)で加算します。

3 売買目的外有価証券の評価損益を加算・減算していますか。

売買目的外有価証券は、更生計画認可の決定があったことによる評価換えや発行法人の資産状態の悪化による著しい価額の低下など一定の事実が生じた場合による評価損を除き、評価損益は損金の額又は益金の額に算入されません。(法法25、33)

売買目的外有価証券とは、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券に該当する有価証券(注1、2)をいいます。

(注)1 「満期保有目的等有価証券」とは、償還期限の定めのある有価証券(売買目的有価証券を除きます。)のうち、その償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券又は企業支配株式等をいいます。(法令119の2②)

2 「その他有価証券」とは、売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。(法令119の2②)

なお、法人が事業年度終了の時に有する有価証券の期末評価額は、次の有価証券の区分に応じた方法により評価を行います。(法法61の3①、法令119の14)

区分	期末評価
売買目的有価証券	時価法
売買目的外 有価証券	原価法 (償還有価証券(注) については償却原価法)
	その他有価証券

(注) 偿還有価証券とは、償還期限及び償還金額の定めのある一定の売買目的外有価証券をいいます。

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	:	法人名
------	---	-----

別表四

令六・四
一以後冬ア事業年度分

御注意

区分	額	分		
		①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1	総額	留保	社外流出
(損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。))	2	円	円	配当〇〇〇円
(損金経理をした道府県民税及び市町村民税)	3			その他
(損金経理をした納税充当金)	4			
(損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税)	5			
減価償却の償却超過額	6			
役員給与の損金不算入額	7			
交際費等の損金不算入額	8			
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			
	10			
小計	11			
減価償却超過額の当期認容額	12			
納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「5」)	14			
外国子会社から受けた剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			
受贈益の益金不算入額	16			
適格現物分配に係る益金不算入額	17			
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			
	21			
小計	22			
仮計	23			
(1)+(11)-(22)				
対象純支払利息等の損金不算入額(別表十七(二)「29」又は「34」)	24			
超過利息額の損金算入額(別表十七(二)「10」)	25	△		
仮計((23)から(25)までの計)	26			
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27			
寄附金の損金不算入額(別表十七(二)「15」若しくは別表十一(一)「10」又は別表十一(一)「16」若しくは別表十一(一)「11」)	28			
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③))	29			
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)「7」)	30			
分配時調整外国税相当額及び外因関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五)の②) + (別表十七(三)の⑥)「1」)	31			
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32			
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表九(二)「21」又は「23」)	33			
合計(26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34			
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35			
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十八(一)「13」、別表十九(一)「11」又は別表十九(一)「16」若しくは「33」)	36	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			
差((34)から(38)までの計)	39			
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の二「5」又は「11」)	41			
当初配賦欠損金控除額の益金算入額(別表七(二)付表「23」の計)	42			
差引計(39)+(40)±(41)+(42)	43			
欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4」の計) + (別表七(四)「10」)	44	△		
総計(43)+(44)	45			
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十三)「43」)	46	△		
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十三)「10」)	47	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十三)「13」の計)	48	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	49	△		
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定線入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十六(一)「21」-「11」)	50			
残余財産の確定日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△		
所得金額又は欠損金額	52			

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事年	業度	：	：	法人名
----	----	---	---	-----

御注意

この表は、通常の場合とは次の式により検算ができます。
 期首現在利益積立金額合計[31.(1)] + 別表四留保預金額又は次損金額[52] - 中間分・確定分の通算税効果額の合計額 = 任意引当金(損金の額に算入されない引当金)の場合は、B/Sと一致していますか。

区 分		期首現在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額 ① - ② + ③
		①	減 ②	増 ③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
自己株式	3		② ○○○		② △ ○○○
○○○引当金	4				
	5				
緑延税金資産（負債）	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
繰 越 損 益 金 (損 は 赤)	25				
納 税 充 当 金	26				
未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 (附帯税を除く。)	27	△	△	△	△
未 払 通 算 税 効 果 額 (附帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28				
未 納 道 府 県 民 税 (均等割を含む。)	29				
未 納 市 町 村 民 税 (均等割を含む。)	30	△	△	△	△
差 引 合 計 額	31				

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期首現在 資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資本金等の額 ① - ② + ③
		①	減 ②	増 ③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円	円	円	円
資 本 準 備 金	33				
自己株式	34			① △○○○円	① △○○○円
	35				
差 引 合 計 額	36				

5

所得税額の控除（別表六（一））

所得税額の控除に関する明細書

事業年月： 法人名：

別表六(一) 令六・四・一以後終了事業年度分

区分	収入金額	①について課される 所得税額	②のうち控除を受ける 所得税額	
		①	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剩余金の配当	1	円	円	円
剩余金の配当(特定公社債等運用投資信託の 受益権及び特定目的信託の社債的 るものと除く。)、利益の配当、 配及び金銭の分配(みなし配当等)				
集団投資信託(合同運用信託、公社債 及び公社債等運用投資信託(特定公社債 信託を除く。)の収益の分配				
割引債の償還差益	4			
その他の	5			
計	6			

復興特別所得税額を含めて記載します（復興特別所得税は、所得税と併せて控除が可能です。）。

別表四「29」欄で
加算します。

所有期間であん分計算
をします

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支 払 者 の 氏 名 又 は 法 人 名	支 払 者 の 住 所 又 は 所 在 地	支 払 を 受 け た 年 月 日	収 入 金 額	控 除 を 受 け る 所 得 税 額	参 考
			20	21	
		・ ・	円	円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
計					

6

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (別表六(十五)、別表十六(一)、(二)、特別償却の付表)

1 制度の概要 (この制度は「中小企業投資促進税制」と呼ばれています。)

中小企業者(注1) (適用除外事業者に該当するものを除きます。) 又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもの(「中小企業者等」といいます。)が、指定期間内に、特定機械装置等の取得 (その製作後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。)をし、又は製作して、これを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度 (「供用年度」といいます。)において、特別償却 (取得価額 (内航海運業の用に供される船舶は取得価額の75%、以下「基準取得価額」といいます。) の30%) 又は法人税額の特別控除 (基準取得価額の7%相当額で法人税額の20%が限度。特定中小企業者等(注2に限られます。) の選択適用ができます。(措法42の6)

(注) 1 中小企業者とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で次の①又は②に掲げる法人以外の法人又は資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。(措法42の4⑯七、措令27の4⑰)

- ① その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
- ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が2以上の大規模法人の所有に属している法人

※1 下線の大規模法人とは、中小企業投資育成株式会社を除き、次のいずれかに該当する法人をいいます。

- 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- 大法人 (資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)による完全支配関係がある等の一定の法人

※2 ①及び②の「2分の1以上」と「3分の2以上」は、自己株式等を除いて判定します。

2 特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人及び農業協同組合等及び商店街振興組合をいいます。(措法42の6②、措令27の6⑧)

2 適用対象法人ですか。

本制度の適用対象法人は、中小企業者等に該当する法人ですが、本制度のうち、法人税額の特別控除の適用対象法人は、特定中小企業者等に限られます。

なお、適用除外事業者 (23ページのトピックス参照) に該当する法人は、適用対象法人から除かれます。

3 指定期間に取得等した資産ですか。

指定期間とは、平成10年6月1日から令和7年3月31日までの期間をいいます。

4 適用対象資産 (特定機械装置等) を指定事業の用に供していますか。

本制度の適用対象資産とは、次の(1)の特定機械装置等で、(2)の指定事業の用に供しているものをいいます。

(1) 適用対象資産 (特定機械装置等) (措法42の6①、措令27の6、措規20の3)

	設備	取得価額要件等
①	機械及び装置 (※1)	一台又は一基 160万円以上

②	工具	イ	一台又は一基 120 万円以上
		ロ	一台又は一基 30 万円以上かつ複数台の合計額 120 万円以上
③	ソフトウェア(※2)	イ	一のソフトウェア 70 万円以上
		ロ	複数台のソフトウェアの合計額 70 万円以上
④	車両及び運搬具	車両総重量 3.5 トン以上の貨物運送用の普通自動車 <u>(取得価額要件なし)</u>	
⑤	内航船舶 (※3)	内航海運業の用に供される船舶 <u>(取得価額要件なし)</u>	

※1 令和5年4月1日以後に取得または製作する機械及び装置について次の(1)及び(2)に該当する場合は、対象資産から除かれます。(措法42の6①一、措令27の6①、措規20の3①②)

(1) その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの

(2) コインランドリー業* (主要な事業であるものを除く。) に使用される資産

* 洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除きます。）を設け、これを公衆に利用させる事業

2 ①複写して販売するための原本、②開発研究用のもの、③サーバー用オペレーティングシステム、④サーバー用仮想化ソフトウェア、⑤データベース管理ソフトウェア、⑥連携ソフトウェア及び⑦不正アクセス防御ソフトウェアは対象外 (③～⑦については、ISO/IEC15408の評価・認証等のないもの)。(措令27の6②、措規20の3⑤)

3 令和5年4月1日以後に取得する内航船舶のうち総トン数が500トン以上の船舶にあっては、制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、次の事項を国土交通省に届け出た旨を証する書類の写しの添付があったものに限ります。(措令27の6③、措規20の3⑦)

- (1) その船舶に用いられた指定装置等（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置の内容）
- (2) 指定装置等のうちその船舶に用いられていないものがある場合にはその理由及びその指定装置等に代わり用いられた装置、機器及びその構造

(2) 指定事業（国内における次の事業）（措法42の6①、措令27の6⑥、措規20の3⑧）

- | | |
|-------------|---|
| (1) 製造業 | (14) 料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。） |
| (2) 建設業 | |
| (3) 農業 | |
| (4) 林業 | (15) 一般旅客自動車運送業 |
| (5) 漁業 | (16) 海洋運輸業及び沿海運輸業 |
| (6) 水産養殖業 | (17) 内航船舶貸渡業 |
| (7) 鉱業 | (18) 旅行業 |
| (8) 卸売業 | (19) こん包業 |
| (9) 道路貨物運送業 | (20) 郵便業 |
| (10) 倉庫業 | (21) 通信業 |
| (11) 港湾運送業 | (22) 損害保険代理業 |
| (12) ガス業 | (23) 不動産業 |
| (13) 小売業 | (24) サービス業（娯楽業〔映画業を除きます。〕を除きます。） |

なお、(13)小売業から(24)サービス業までの事業については、性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

5 適用対象資産について、他の特別償却等又は圧縮記帳と重複適用していませんか。

この特別償却は、他の特別償却等の適用を受けた資産について、重複して適用することはできません。したがって、取得等をした特定機械装置等が複数の特別償却等の適用対象資産に該当するような場合、この特別償却等を適用するか、他の特別償却等を適用するかの選択が必要です。(措法 53①)

なお、特定資産の買換えの場合の課税の特例等、租税特別措置法上の圧縮記帳の適用を受けた資産についても、この特別償却は適用できません。(措法 53①、措法 61 の 3④ほか)

ただし、法人税法の規定による圧縮記帳（国庫補助金等による圧縮記帳、工事負担金による圧縮記帳、非出資組合の賦課金による圧縮記帳及び保険金等による圧縮記帳）を行った場合は、この特別償却の適用を受けることができます。

また、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、特別償却を適用できません（法人税額の特別控除は適用できます。)。(措法 42 の 6⑤)

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名	
------	----	----	-----	--

事業種目	1	指定事業ですか。					
資種類	2						
設備の種類又は区分	3		適用対象資産ですか。				
細目	4						
取 得 年 月 日	5	
指定事業の用に供した年月日	6	指定期間内に取得又は製作し、指定事業の用に供していますか。			
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8		取得価額要件を満たしていますか。				
差引改定取得価額 $((7) - (8)) \text{ 又は } (((7) - (8)) \times \frac{75}{100})$	9						

法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計 (9)の合計)	円	前	差引当期税額基準額残額 (13) - (14) - (別表六(二十三)「15」)	17	円	
税額控除限度 $(10) \times \frac{7}{100}$		期	繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	12	繰	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19		
当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13	越	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	20		
当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14	分	当期繰越税額控除 (19) - (20)			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑤」)	15		法人税額の特別控除額 (16) + (21)			
当期税額控除額 (14) - (15)	16					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算				
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額	
	23	24	25	
..			円	
..			外	円
..				
計		(19)		
当期分	(11)	(14)		
合計				
機械装置等の概要				

特定機械装置等に該当することの詳細を記載していますか。

特別償却の付表

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

		事業年度		
(特別償却又は割増償却の名称) 該当条項		1 ((()条(の)第()項()号	該当する号を正しく記載していますか。 1号 機械及び装置 2号 工具 3号 ソフトウェア 4号 車両及び運搬具 5号 内航船舶	
事業の種類		2	指定事業ですか。	
(機械・装置の耐用年数表等の番号) 資産の種類		3	適用対象資産ですか。	
構造、用途、設備の種類又は区分		4		
細目		5		
取得等年月日		6	指定期間に内に取得又は製作し、指定事業の用に供していますか。	
事業の用に供した年月日 又は支出年月日		7		
取得価額又は支出金額		8	取得価額要件を満たしていますか。	
対象となる取得価額又は支出金額		9		
普通償却限度額		10	内航海運業の用に供される船舶は、100分の75としていますか。	
特別償却率又は割増償却率		11		
特別償却限度額又は割増償却限度額 (10-(11))、(10×11)又は(11×11)		12		
償却・準備金方式の区分		13	償却・準備金	
適用要件等	資産の取得価額等の合計額	14		
	区域の名称等	15		
	認定等年月日	16		
その他参考となる事項	17			
中小企業者の判定				
発行済株式又は出資の総数又は総額	18	大株式規模法人等の保有する明示	順位 大規模法人 株式数又は出資金の額	
(18)のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	19		1	26
差引(18)-(19)	20			27
常時使用する従業員の数	21	人	28	
大規模法人の保有する株式数等の計	24		29	
保有割合 $\frac{(22)}{(20)}$	23	%	30	
保有割合 $\frac{(24)}{(20)}$	25	%	31	2/3 (66.666...%) 未満となっていますか。
			32	$(26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31)$

7

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十四))

1 紙と等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（全法人向け賃上げ促進税制、中堅企業向け賃上げ促進税制又は中小企業者等向け賃上げ促進税制）の適用要件を満たしていますか。

(1) 全法人向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、税額控除限度額（次ページの2(1)参照）を上限として法人税額の特別控除ができます。

本制度の適用に当たって、その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額若しくは出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又はその法人の常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、その法人はマルチステークホルダー方針（注）をインターネットを利用する方法にて公表し、確定申告書等に、経済産業大臣のその法人がマルチステークホルダー方針を公表していることについて届出があった旨を証する書類の写しを添付した場合に限りその適用を受けることができます。（措法42の12の5①、措令27の12の5①②）

（注）給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適正な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する一定の事項をいいます。

《要件》

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

(2) 中堅企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出する法人が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度（「(1)全法人向け賃上げ促進税制」の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、当該事業年度終了の時において特定法人（注）に該当する場合において、次の要件を満たすときは、税額控除限度額（20ページの2(2)参照）を上限として法人税額の特別控除ができます。（措法42の12の5②）

（注）特定法人とは、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人（支配関係法人）の常時使用する従業員の数の合計数が10,000人を超えるものを除きます。）をいいます。（措法42の12の5⑤十）

《要件》

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

(3) 中小企業者等向け賃上げ促進税制

中小企業者等(注)が、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度（「(1)全法人向け賃上げ促進税制」の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、税額控除限度額（次ページの2(3)参照）を上限として法人税額の特別控除ができます。（措法42の12の5③）

なお、適用除外事業者（23ページのトピックス参照）に該当するものは、適用対象となる法人からは除かれます。

(注) 中小企業者等とは、中小企業者（13ページの1(注)1参照）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人をいいます。

《要件》

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

《中小企業者等向け賃上げ促進税制に係る繰越税額控除制度》

令和6年税制改正により、青色申告書を提出する法人の各事業年度（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除するようになりました。（措法42の12の5④）

(注) この制度の適用を受けるためには、「(3)中小企業者等向け賃上げ促進税制」の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書への繰越税額控除限度超過額の明細書の添付並びに繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等への繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければなりません。

2 税額控除限度額の計算は正しいですか。

(1) 全法人向け賃上げ促進税制

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

$$\text{税額控除限度額} = \text{控除対象雇用者給与等支給増加額} \times 10\% \quad (\text{注})$$

(注) 以下の《上乗せ要件》の①のみを満たす場合は15%又は20%又は25%、②又は③のみを満たす場合は15%、①及び②のいずれも満たす場合には20%又は25%又は30%、①及び③のいずれも満たす場合には20%又は25%又は30%とされ、税額控除限度額が、その適用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

《上乗せ要件》

$$\text{①} \frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\% \text{又は } 5\% \text{又は } 7\%$$

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

かつ

$$\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$$

(注) ②の適用を受けるためには教育訓練費の明細を記載した書類を保存しなければなりません。

③ プラチナくるみん認定 又は プラチナえるぼし認定 (注)

(注) プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合とは、その事業年度終了の時ににおいて、次世代育成支援対策推進法第15条の3第1項に規定する特例認定一般事業主又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第13条第1項に規定する特例認定一般事業主に該当する場合をいいます。(措法42の12の5①三)

(2) 中堅企業における賃上げ促進税制

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

$$\text{税額控除限度額} = \text{控除対象雇用者給与等支給増加額} \times 10\% \quad (\text{注})$$

(注) 以下の《上乗せ要件》の①のみを満たす場合は15%又は20%又は25%、②又は③のみを満たす場合は15%、①及び②のいずれも満たす場合には20%又は25%又は30%、①及び③のいずれも満たす場合には20%又は25%又は30%とされ、税額控除限度額が、その適用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

《上乗せ要件》

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$$

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

かつ

$$\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者比給与等支給額}} \geq 0.05\%$$

(注) ②の適用を受けるためには教育訓練費の明細を記載した書類を保存しなければなりません。

③ プラチナくるみん認定 又は エルボシ認定(3段階目以上) (注)

(注) エルボシ認定(3段階目)を受けている場合とは、その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定を受けた場合をいいます(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が特に良好とされる一定の場合に限り、その事業年度終了の日までにその認定が取り消された場合を除きます。)。(措法42の12の5②三、措規20の10①)

(3) 中小企業者等における賃上げ促進税制

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

$$\text{税額控除限度額} = \text{控除対象雇用者給与等支給増加額} \times 15\% \text{ (注)}$$

(注) 以下の《上乗せ要件》の①のみを満たす場合は 30%、②のみを満たす場合は 25%、③のみを満たす場合は、20%、①及び②のいずれも満たす場合には 40%、①及び③のいずれも満たす場合には 35% とされ、税額控除限度額が、その適用年度の調整前法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

《上乗せ要件》

①	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$
②	$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 5\%$
かつ	
	$\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者比給与等支給額}} \geq 0.05\%$

(注) ②の適用を受けるためには教育訓練費の明細を記載した書類を保存しなければなりません。

③ くるみん認定 又は えるぼし認定（2段階目以上）(注)

(注) くるみん認定を受けている場合とは、その事業年度において次世代育成支援対策推進法第13条の認定を受けた場合をいい（次世代育成支援対策の実施の状況が良好とされる一定の場合に限ります。）、えるぼし認定（2段階目以上）を受けている場合とは、その当該事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定を受けた場合をいいます（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が良好とされる一定の場合に限り、その事業年度終了の日までにその認定が取り消された場合を除きます。）。（措法42の12の5③三、措規20の10②）

《賃上げ促進税制の全体像》

継続雇用者給与等 支給増加割合 [★雇用者給与等 支給増加割合]	税額控除割合	税額控除割合	
		教育訓練費に関する要件を満たす場合	子育てとの両立支援・女性活躍支援に関する要件を満たす場合

[全法人向けの措置（措法42の12の5①）]

3 %以上	10%	+ 5 %	+ 5 %
4 %以上	15%		
5 %以上	20%		
7 %以上	25%		

[中堅企業向けの措置（措法42の12の5②）]

3 %以上	10%	+ 5 %	+ 5 %
4 %以上	25%		

[中小企業者等向けの措置（措法 42 の 12 の 5 ③④）]

1.5%以上	15%	+ 10%	+ 5 %
2.5%以上	30%		
+			繰越税額控除限度超過額の 5 年間の繰越し

(注) [★] 内は、中小企業者等向けの措置の要件等です。

(4) 用語の意義

用語	意義
国内雇用者	法人の使用人（その法人の役員の親族等特殊の関係にある者及び使用者兼務役員を除きます。）のうち国内事業所に勤務する者として、当該法人の国内事業所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に記載された者をいいます。（措法 42 の 12 の 5 ⑤二、措令 27 の 12 の 5 ⑤⑥）
継続雇用者給与等支給額	継続雇用者（法人の適用年度及び前事業年度（注 1）の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定の者（注 2）をいいます。以下同じです。）に対する適用年度の給与等の支給額をいいます。この給与等の支給額は、その給与等及び役務の提供の対価として支払を受ける金額に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額（注 3）を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。（措法 42 の 12 の 5 ⑤四）
継続雇用者比較給与等支給額	法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額をいいます。（措法 42 の 12 の 5 ⑤五、措令 27 の 12 の 5 ⑨）
控除対象雇用者給与等支給増加額	法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その金額が次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額を超える場合にはその金額）をいいます。 イ 雇用者給与等支給額（その雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その金額を控除した金額） ロ 比較雇用者給与等支給額（その比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その金額を控除した金額）（措法 42 の 12 の 5 ⑤六）
教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する一定の費用をいいます。（措法 42 の 12 の 5 ⑤七、措令 27 の 12 の 5 ⑩）
比較教育訓練費の額	法人の適用年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます。（措法 42 の 12 の 5 ⑤八）
雇用者給与等支給額	法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。（措法 42 の 12 の 5 ⑤九）この給与等の支給額は、その給与等及び役務の提供の対価として支払を受ける金額に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。（措法 42 の 12 の 5 ⑤四）

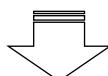
比較雇用者 給与等支給額	法人の <u>前事業年度</u> の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。(措法 42 の 12 の 5 ⑤十一) この給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額を除きます。)がある場合には、その金額を控除した金額となります。(措法 42 の 12 の 5 ⑤四)
繰越税額控除 限度超過額	法人の適用年度開始の日前 5 年以内に開始した各事業年度(当該適用年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限ります。)における中小企業者等税額控除限度額(「(3)中小企業者等向け賃上げ促進税制」の税額控除限度額をいいます。)のうち、「(3)中小企業者等向け賃上げ促進税制」による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいいます。(措法 42 の 12 の 5 ⑤十二)

(注) 1 適用年度開始日の前日を含む事業年度をいいます。

- 2 国内雇用者として一定の者とは、一般被保険者に該当する者に限ることとされ、その法人の就業規則において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、①雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類又は②賃金台帳のいずれかにその継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者を除くこととされています。(措令 27 の 12 の 5 ⑦、措規 20 の 10④)
- 3 国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます。

トピックス ➤ 適用除外事業者とは

その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額(判定法人が設立後 3 年を経過していないことや、その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度において合併や分割等が行われたこと等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が 15 億円を超える法人をいいます。(措法 42 の 4 ⑯八)



「適用除外事業者」に該当する場合は、19 ページ「中小企業者等における賃上げ促進税制」の項目が適用されませんが、この「申告書を作成するためのチェックポイント」掲載の次の項目も適用されません。

「中小法人等の所得金額年 800 万円までの法人税率の特例」(1 ページ)

「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」(13 ページ)

「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」(25 ページ)

「中小法人等の貸倒引当金の法定繰入率の特例」(36 ページ)

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」(44 ページ)

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

	事業年度	：	：	法人名	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	適	用可	否 3
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人			
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算					
雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)	4	円	令和6年	(14) ≥ 4 % の場合 (0.05、0.1又は0.15)	29
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)	5			(18) ≥ 10% 又は(15) = (17) > 0 の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05% の場合 0.05	30
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6			プラチナくるみん又はプラチナえる	31
雇用者給与等支給増加割合 (6) (5)	7				円 額 (0)) 32
((5) = 0 の場合は0)					
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8			0.15	33
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9		以降に開始する事業の第3項	(18) ≥ 10% 又は(15) = (17) > 0 の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05% の場合 0.05	34
調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10			プラチナくるみん又はえるぼし3段階以上を取得している場合 0.05	35
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11		特定税額控除限度額 (22) × (0.1 + (33) + (34) + (35)) ((14) < 0.03 の場合は0)	36	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12				
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13		第3項	(7) ≥ 2.5 % の場合 0.15 (18) ≥ 5% 又は(15) = (17) > 0 の場合 0.05	37 38
継続雇用者給与等支給増加割合 (13) (12) ((12) = 0 の場合は0)	14			0.1 又はえるぼし2段階以上 0.05	39
教育訓練費の額	15	円	算場	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (37) + (38) + (39)) ((7) < 0.015 の場合は0)	40
比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16		場合		
教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17			法人税額 別表一の二「2」若しくは「13」)	41
教育訓練費増加割合の計算 (17) (16) ((16) = 0 の場合は0)	18			額基準額 $(41) \times \frac{20}{100}$	42
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 (15) (4)	19			当期税額控除可能額 (((25)、(28)、(32)、(36)又は(40)と(42)のうち少ない金額)	43
控除対象雇用者給与等支給増加額 ((6)と(10)のうち少ない金額)	20	円		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	44
雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表二「12」)	21			当期税額控除額 (43) - (44)	45
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20) - (21) (マイナスの場合は0)	22		前	差引当期税額基準額残額 (42) - (43)	46
税額控除限度額等の計算 合計 第1項 の適用 日以前に開始した事業年度の場合 の第14) ≥ 4 % の場合 0.1 (18) ≥ 20% 又は(15) = (17) > 0 の場合 0.05	23		期	繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25の計」)	47
税額控除限度額等の計算 合計 第2項 の適用 の第7) ≥ 2.5 % の場合 0.15 (18) ≥ 10% 又は(15) = (17) > 0 の場合 0.1	24			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((46)と(47)のうち少ない金額) (4) ≤ (5)又は(5) = 0 の場合は0)	48
税額控除限度額等の計算 合計 の第14) ≥ 4 % の場合 0.1 (22) × (0.15 + (23) + (24)) ((14) < 0.03 の場合は0)	25	円	越	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑪」)	49
税額控除限度額等の計算 合計 の第7) ≥ 2.5 % の場合 0.15 (22) × (0.15 + (26) + (27)) ((7) < 0.015 の場合は0)	26		分	当期繰越税額控除額 (48) - (49)	50
税額控除限度額等の計算 合計 の第14) ≥ 4 % の場合 0.1 (22) × (0.15 + (26) + (27)) ((7) < 0.015 の場合は0)	28	円		法人税額の特別控除額 (45) + (50)	51

1 制度の概要 (この制度は「中小企業経営強化税制」と呼ばれています。)

中小企業者等が、指定期間内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち一定規模のもの(以下「特定経営力向上設備等」といいます。)の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）をし、又は製作若しくは建設をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（「供用年度」といいます。）において、即時償却又は法人税額の特別控除(資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人、農業協同組合等及び商店街振興組合は取得価額の10%、それ以外の法人にあっては取得価額の7%相当額でそれぞれ法人税額の20%(注)が限度)の選択適用ができます。(措法42の12の4)

(注) 税額控除限度額は、法人税額の20%相当額から中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度により控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額です。

2 適用対象法人ですか。

本制度の適用対象法人となる中小企業者等とは、中小企業者(13ページの1(注)1参照)又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定(経営力向上計画の認定)を受けた同法第2条第6項に規定する特定事業者等に該当するものです。

なお、適用除外事業者(23ページのトピックス参照)に該当するものは、適用対象となる法人からは除かれます。

3 指定期間に取得等した資産ですか。

指定期間とは、平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいいます。

4 適用対象資産ですか。

本制度の適用対象資産である特定経営力向上設備等とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア(※1)で、中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備等(※2)に該当するもののうち、次の取得価額要件を満たすものをいいます。(措法42の12の4①、措令27の12の4①②)

ただし、次の取得価額要件を満たしていたとしても、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除きます。)の用に供する設備等で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものは除かれます。(中小企業等経営強化法施行規則16②)

《取得価額要件》

減価償却資産の区分	規模
機械及び装置	一台又は一基の取得価額が 160 万円以上のもの
工具、器具及び備品	一台又は一基の取得価額が 30 万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が 60 万円以上のもの
ソフトウェア	一の取得価額が 70 万円以上のもの

※1 電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含み、次に掲げるものを除きます。）をいいます。（措令 27 の 12 の 4①、措令 27 の 6②）

イ	複写して販売するための原本
ロ	開発研究用のもの
ハ	国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証をされたものでないサーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア及び不正アクセス防御ソフトウェア（措規 20 の 3⑤）

2 中小企業等経営強化法第 17 条第 3 項に規定する経営力向上設備等とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいいますが、本制度の対象となるものは、中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 2 項に規定する経営力向上に著しく資する設備等で、その中小企業者等の同法第 17 条第 1 項の認定に係る経営力向上計画に記載されたものに限ります。

中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 2 項に規定する設備の概要は次のとおりです。

① 生産性向上設備（A類型）
次のイ及びロの要件を満たす機械及び装置、工具（測定工具及び検査工具に限ります。）、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア（設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析、指示機能を有するものに限ります。）をいいます。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは次のイの要件を満たすものになります。
イ 販売が開始されてから、機械装置は 10 年以内、工具は 5 年以内、器具及び備品は 6 年以内、建物附属設備は 14 年以内、ソフトウェアは 5 年以内のこと
ロ 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均 1 % 以上向上していること
② 収益力強化設備（B類型）
年平均の投資利益率が 5 % 以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。
③ デジタル化設備（C類型・令和 2 年 4 月 30 日以後取得分から適用）
事業プロセスの遠隔操作、可視化又は自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。
④ 経営資源集約化設備（D類型・令和 3 年 8 月 2 日以後取得分から適用）
計画終了年次の修正 R O A 又は有形固定資産回転率が一定の要件を満たすことが見込まれるものであることについて、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。

経営力向上計画の認定手続や経営力向上設備等の範囲など中小企業等経営強化法に関する内容については、中小企業庁ホームページをご参照ください。

5 経営力向上計画の写しとその経営力向上計画に係る認定書の写しを添付していますか。

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に、特定経営力向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書並びに法人が取得又は製作若しくは建設をした機械装置等（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。）が特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する書類として、その法人が受けた中小企業等経営強化法第17条第1項の認定等に係る経営力向上計画の写し及びその経営力向上計画に係る認定書の写しを添付する必要があります。（措法42の12の4⑩、措令27の12の4④、措規20の9②）

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事 業 年 度	・	・	法 人 名
---------	---	---	-------

事 業 種 目 1	指定事業ですか。			
資 産	種 類 2	生産等設備を構成するもので、経営力向上に特に資するものとして、経営力向上計画に記載された要件を満たした資産ですか。 また、経営力向上計画の写し及びその経営力向上計画に係る認定書の写しを添付していますか。		
資 産	設 備 の 種 類 又 は 区 分 3			
区 分	細 目 4			
取 得	取 得 年 月 日 5	指定期間内に取得又は製作し、事業の用に供していますか。		
取 得	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日 6			
取 得 価 额	取 得 価 额 又 は 製 作 価 额 7	円	取 得 価 额 要 件 を 満 た し て い ます か。	円
取 得 価 额	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額 8			
取 得 価 额	差 引 改 定 取 得 価 额 9			
法 人 税 额 の 特 別 控 除 额 の 計 算				
当 期	取 得 価 额 の 合 計 額 10	円	差 引 当 期 税 额 基 準 額 残 額 18	円
当 期	「中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」がある場合には、これらの金額を控除した残額を限度としていますか。		越 税 额 控 除 限 度 超 過 額 19	
当 期	税 额 控 除 限 ((10)-(11)) × $\frac{7}{100}$ + (11) ×		上 の う ち 当 期 繰 越 税 额 控 除 可 能 額 ((18) と (19) の う ち 少 ない 金 額)	20
当 期	調 整 前 法 人 ((別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは別表一の三「2」))		調 整 前 法 人 税 额 超 過 構 成 額 ((別表六(六)「8の⑯」)) 21	
当 期	当 期 税 额 基 準 額 ((13) × $\frac{20}{100}$ - (別表六(十五)「14」)) 14		当 期 繰 越 税 额 ((20) - (21)) 22	
当 期	当 期 税 额 控 除 可 能 額 ((12) と (14) の う ち 少 ない 金 額) 15		法 人 税 额 の 特 別 控 除 额 ((17) + (22)) 23	
当 期	調 整 前 法 人 税 额 超 過 構 成 額 ((別表六(六)「8の⑯」)) 16			
当 期	当 期 税 额 控 除 额 ((15) - (16)) 17			
翌 期 繰 越 税 额 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算				
事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 额 控 除 限 度 額 24	当 期 控 除 可 能 額 25	翌 期 繰 越 額 (24) - (25) 26	円
当 期 分	(12)	(15)		外
合 计		(20)		円
機 械 設 备 等 の 概 要				

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

特別償却の付表

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表			事業年度	.	.	法人名
(特別償却又は割増償却の名称) 該当条項	1	((()条(の 措置法・震災特例法 第()項()号() ()条(の 措置法・震災特例法 第()項()号())			
事業の種類	2	指定事業ですか。				
(機械・装置の耐用年数表等の番号) 資産の種類	3	() ()				
構造、用途、設備の種類又は区分	4	対象となる設備等ですか。				
細目	5					
取得等年月日	6	} 指定期間に取得 又は製作し、事業の用 に供していますか。				
事業の用に供した年月日 又は支出年月日	7	}				
取得価額又は支出金額	8	円 取得価額要件を満たし ていますか。				
対象となる取得価額又は支出金額	9	円				
普通償却限度額	10	円				
特別償却率又は割増償却率	11	100 100				
特別償却率(9)-Ⅰ 経営力向上計画の写し及びその経営力向上計画に 係る認定書の写しを添付していますか。		円				
償却年月 適用地域の名称等 認定等年月日 その他の参考となる事項	13 14 15 16 17	償却準備金 儻却・準備金 円				
中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額 (8)のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	18 19	大株式順位 大規模法人 株式数又は出資金の額				
差引(8)-(9)	20	1 26				
常時使用する従業員の数	21	人 27				
大規模法人の保有割合 の株式等の保有割合	22 23 24 25	% 50%未満となって いますか。 2 / 3 (66.666…%) 未満 となっていますか。				
		(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31) 32				

9

青色申告事業年度の欠損金の損金算入(別表七)

確定申告書を提出する中小法人等(注)の各事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されます。ただし、中小法人等以外の法人については、各事業年度の繰越控除前の所得の金額にそれぞれ次表に掲げる割合を乗じた金額が限度（以下「繰越控除限度額」といいます。）となります。（法法 57⑪⑫）

	要 件	割 合
(1)	平成 30 年 4 月 1 日～開始事業年度	50%相当額
	(1)にかかわらず割合が 100%相当額とされる場合（法法 57⑪二、三） イ <u>更生手続開始の決定等</u> があった法人の更生手続開始決定等の日から 7 年間	
(2)	※ 更生手続開始の決定等とは、(i)更生手続開始の決定、(ii)再生手続開始の決定、(iii)(i)又は(ii)に準ずる一定の事実をいいます。 ロ 新設法人（普通法人に限り、大法人による完全支配関係がある法人、株式移転親法人など一定の法人を除く。）の設立日以後 7 年間	100%相当額

(注) 中小法人等とは、各事業年度終了の時において次の法人に該当するものをいいます。（法法 57⑪一）

- ① 普通法人（投資法人、特定目的会社及び法第 4 条の 7 に規定する受託法人を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下のもの（1 ページの（注）1 ロ又はハの法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
- ② 公益法人等又は協同組合等
- ③ 人格のない社団等

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 (当該事業年度の(3)と (4)の合計額)の ((3)-(4))又は(別表七(四)「15」) 4	翌期繰越額 5	事 業 年 度	・	・	法人名	別 表 七 (一)
					1	2	円	円	
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失								令六 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失								
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失								
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失								
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失								
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失								
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失								
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失								
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失								
	計								

中小法人等に該当しない場合、適切な控除割合を適用していますか。

1 受取配当等の益金不算入の対象とした配当等の額のうち、益金不算入の対象にならないもの
が含まれていませんか。

配当に類するものであっても次のものは、益金不算入の対象となる受取配当等には該当しません。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| (1) 外国法人若しくは公益法人等又は人格の
ない社団等から受けた配当、適格現物分配に
より受けた配当 | (7) 短期保有株式等の配当金(注1) |
| (2) 協同組合等の事業分量配当金 | (8) 株式等に係る配当等の額で一定の要件に
該当するみなし配当 |
| (3) 保険会社の基金利息、契約者配当金 | (9) 証券投資信託の収益分配金(注2) |
| (4) 特定目的会社から受ける配当 | (10) 公社債投資信託の収益分配金 |
| (5) 投資法人から受ける配当等 | (11) 貸付信託の収益分配金 |
| (6) 信用取引による配当落調整額 | (12) 外国投資信託の収益分配金 |
| | (13) R E I T (不動産投資信託) の収益分配金 |

(注) 1 短期保有株式等に係る受取配当等は益金不算入の対象から除かれます。

なお、短期保有株式等とは、株式等をその配当等の額の支払に係る基準日以前1か月以内に取得し、かつ、基準日後2か月以内に譲渡した株式等をいいます。(法法23②、法令20)

2 公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式等信託を除きます。)の収益の分配についても、本制度の対象外とされ、その収益の分配の額の全額が益金の額に算入されます。(法法23)

2 受取配当等の額を4つに区分していますか。また、関連法人株式等に係る配当等の額から負
債利子を控除していますか。

受取配当等の益金不算入額については、配当等の基となる株式等を以下の(1)から(4)に区分し、それぞれの益金不算入額を計算する必要があります。

区分	出資割合等	益金不算入割合	負債利子控除
(1) 完全子法人株式等(注1)	100%	100%	△
(2) 関連法人株式等(注2)	3分の1超	○	
(3) その他株式等(注3)	5%超3分の1以下	50%	△
(4) 非支配目的株式等(注4)	5%以下	20%	△

(注) 1 「完全子法人株式等」とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があった一定の他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。以下同じです。)の株式等をいいます。(法法23⑤)

2 「関連法人株式等」とは、内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで(原則として6か月)引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等をいいます(完全子法人株式等を除きます。)。(法法23④)

3 「その他株式等」とは、(1)、(2)及び(4)のいずれにも該当しない株式等をいいます。(法法23①)

4 「非支配目的株式等」とは、①内国法人が他の内国法人の発行済株式又は出資(他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の100分の5(短期保有株式がある場合は、短期保有株式を除外して判定)以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)及び②外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託の受益権をいいます。(法法23⑥、法令22の3①②、措法67の6①)

3 負債利子の控除計算は正しく行われていますか。。

関連法人株式等に係る配当等について受取配当等の益金不算入の適用を受ける場合で、その事業年度に支払う負債利子があるときは、関連法人株式に係るものと計算し、関連法人株式等に係る配当等の額から控除した金額が益金不算入額となります。(法法 23①)

計算方法は次のとおりです。(法令 19①②)

(1) 原則

$$\boxed{\text{控除する
負債利子額}} = \frac{\text{当期に受ける関連法人株式等
の配当等の額}}{\times} 4\%$$

(2) 特例

当期に係る支払利子等の額の合計額の 10%相当額が、当期に受ける関連法人株式等の配当等の額の合計額の 4 %相当額以下である場合、次のとおり計算します。

$$\boxed{\text{控除する
負債利子額}} = \frac{\text{当期に係る支払利子等の額
の合計額の 10%相当額}}{\times} \frac{\text{当期に受ける関連法人株式等
の配当等の額}}{\text{当期に受ける関連法人株式等の
配当等の額の合計額}}$$

受取配当等の益金不算入に関する明細書

別表八(一)
令六・四・一以後終了事業年度分

		事業年度	：	：	法人名		
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	1	円	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)	4	円		
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)	2						
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)	3		受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (20の計)) + (3) × 50% + (4) × (20% 又は40%)	5			
受取配当等の額の明細							
完全子法人株式等	法人名 6						
本店の所在地 7							
受取配当等の額の計算期間 8	・ ・		・ ・	・ ・			
受取配当等の額 9		円		円	円	円	円
関連法人株式等	法人名 10						
本店の所在地 11							
受取配当等の額の計算期間 12	・ ・		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
保有割合 13							
受取配当等の額 14		円		円	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額 15							
益金不算入の対象となる金額 (14) - (15) 16							
(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表「13」が「非該当」の場合 (16) × 0.04 17							
式等	(16) (16の計) 18						
同上以外の場合	支払利子等の10%相当額 (((38) × 0.1)又は(別表八(一)付表「14」)) × (18) 19	円		円	円	円	円
	受取配当等の額から控除する支払利子等の額 (17)又は(19) 20						
その他株式等	法人名 21						
本店の所在地 22							
保有割合 23							
受取配当等の額 24		円		円	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額 25							
益金不算入の対象となる金額 (24) - (25) 26							
非支配目的株式等	法人名又は銘柄 27						
本店の所在地 28							
基準日等 29				・ ・	・ ・		
保有割合 30							
受取配当等の額 31		円		円	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額 32							
益金不算入の対象となる金額 (31) - (32) 33							
支払利子等の額の明細							
合 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 指 定 額	34	算	34	適用	・ 不適用		
当期に支払う利子等の額 35		円	超過利子額の損金算入額 37				円
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二)「34」と別表十七(二)「17」のうち多い金額) 36			(別表十七(二)「10」)				
			支払利子等の額の合計額 38				
			(35) - (36) + (37)				

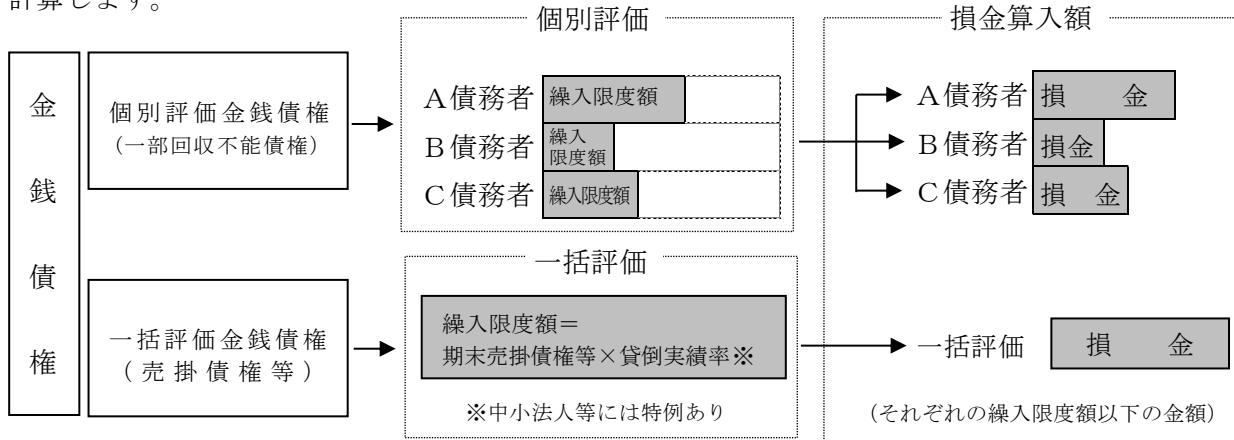
1 適用対象となる法人ですか。

次に掲げる法人が有する金銭債権について将来発生することが予測される貸倒れの損失見込額として、期末における金銭債権の額を基礎として算定される繰入限度額に達するまでの金額を、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた場合には、その損金算入が認められます。(法法 52①、法令 96⑤)

- (1) 資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち、1 ページの(注) 1 のロ及びハを除く普通法人
 - (2) 資本又は出資を有しない普通法人
 - (3) 公益法人等又は協同組合等
 - (4) 人格のない社団等
 - (5) 銀行、保険会社その他これらに準ずる法人
 - (6) 金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人 ((1)から(5)に該当する法人を除きます。)
- ※ (6)の法人については、この制度の対象となる金銭債権が一定の金銭債権に限定されています。

2 個別評価金銭債権と一括評価金銭債権に区分し、繰越限度額の計算ができますか。

貸倒引当金の繰入限度額については、個別評価金銭債権と一括評価金銭債権とに区分してそれぞれ繰入限度額を計算するとともに、個別評価金銭債権については、更に債務者ごとに繰入限度額を計算します。



(1) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額

事業年度終了時の金銭債権について、次のイからニの場合に応じて、債務者ごとに計算した回収不能見込額が個別評価貸倒引当金の繰入限度額となります。

この個別評価の対象となる金銭債権には、売掛金、貸付金その他これらに類する金銭債権のほか、例えば、保証金や前渡金等について返還請求を行った場合におけるその返還請求債権が含まれます。

イ 長期棚上債権

当該金銭債権等が、更生計画認可の決定があったこと等の事由により、その弁済を猶予され又は賦払により弁済される場合には、これらの事実があった事業年度終了の日から 5 年経過後

に弁済されることとなる金額（担保権の実行その他により弁済の見込みのある金額を除きます。）（法令 96①一）

$$\text{回収不能見込額} = \boxed{\text{対象金銭債権}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{特定の事由が生じた事業年度終了の日から 5 年を経過する日までの弁済予定額} \\ \hline \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{担保権の実行その他により取立て等の見込みが認められる部分の金額} \\ \hline \end{array}}$$

ロ 債務超過等により回収見込みのない金銭債権

イ以外で、債務者について債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがないこと、災害、経済事情の急変等により多大の損害を被ったことその他これらに類する事由が生じたため、その金銭債権の一部の金額につき回収の見込みがないと認められる場合、その回収見込みのない金額（法令 96①二）

$$\text{回収不能見込額} = \boxed{\text{対象金銭債権}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{担保権の実行その他により取立て等の見込みがある金額} \\ \hline \end{array}}$$

ハ 形式基準による金銭債権

イ及びロ以外の場合に、債務者について更生手続の開始の申立てがあったこと等の事由が発生した場合には、その事実が発生した事業年度の末日においてその債務者に対する金銭債権の額のうち、実質的に債権とみられない部分の金額等を除いた金額の 50%相当額（法令 96①三）

$$\text{回収不能見込額} = \boxed{\text{対象金銭債権}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない金額} \\ \hline \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{担保権の実行、金融機関の保証債務の履行その他により取立て等の見込みがある金額} \\ \hline \end{array}} \times 50\%$$

ニ 外国政府等に対する金銭債権

外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する金銭債権のうち、長期にわたる不払等によりその経済的価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている金銭債権の額の 50%相当額（法令 96①四）

$$\text{回収不能見込額} = \boxed{\text{対象金銭債権}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{公的債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない金額} \\ \hline \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{保証債務の履行その他により取立て等の見込みがある金額} \\ \hline \end{array}} \times 50\%$$

(2) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額

一括評価金銭債権とは、法人がその事業年度終了のときに有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（(1)の個別評価金銭債権を除きます。）をいい、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算は、期末の一括評価金銭債権の帳簿価額に過去 3 年間の貸倒損失発生額に基づく実績繰入率を乗じて行います。

この一括評価金銭債権には、売掛金、貸付金の債権について取得した受取手形も含まれる他、その受取手形を割り引き、又は裏書譲渡した場合にも決済が完了するまではその対象となります。（法法 52②、法令 96⑥）

(計算式)

$$\boxed{\text{繰入限度額}} = \boxed{\text{当該事業年度終了の時における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額}} \times \boxed{\text{貸倒実績率※}} \\ (\text{小数点以下4位未満切上げ})$$

※ 貸倒実績率の計算

$$\boxed{\text{貸倒実績率}} = \frac{\boxed{\text{前3年内事業年度(注1)における}}}{\boxed{\text{売掛債権等の貸倒損失の額}} + \boxed{\text{個別評価分の引当金繰入額の損金算入額}} - \boxed{\text{個別評価分の引当金戻入額(注2)}} - \boxed{\text{合併法人等が引継ぎを受けた個別評価分の引当金戻入額又は期中貸倒引当金の戻入額(注3)}}} \times \frac{12}{\boxed{\text{前3年内事業年度(注1)の月数の合計数}}} \\ \div \boxed{\text{前3年内事業年度(注1)終了の時における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額}} \div \boxed{\text{左の各事業年度の数}}$$

(注) 1 その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度をいいます。

2 その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の開始日の前日の属する事業年度において損金の額に算入された個別評価分の引当金に係る戻入額に限られます。

3 引継ぎを受けた貸倒引当金のうち、次の(1)又は(2)の事業年度において損金の額に算入された個別評価分の引当金の戻入額に限られます。

- (1) 被合併法人等の当該適格合併の日の前日若しくは当該残余財産の確定の日の属する事業年度
- (2) 分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度

3 中小法人等には一括評価金銭債権に係る繰入限度額の計算について特例があります。

中小法人等には、35ページの(2)の一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算について、実績繰入率(貸倒実績率)に基づく計算(原則)に代えて、法定繰入率の特例があります。(法52①一、措法57の9①)

(1) 中小法人等とは

イ 事業年度末における資本金が1億円以下の普通法人

ただし、次の法人を除きます。

- ・ 資本金が5億円以上の法人、相互会社又は受託法人(以下これらを併せて「大法人」といいます。)による完全支配関係がある普通法人
- ・ 完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人
- ・ 適用除外事業者(23ページのトピックス参照)
- ・ 保険業法に規定する相互会社
- ・ 保険業法に規定する外国相互会社

ロ 公益法人等又は協同組合等

ハ 人格のない社団等

(2) 法定繰入率(措令33の7④)

卸売業及び小売業 (飲食店業及び料理店業を含みます。)	製造業	金融業及び 保険業	割賦販売小売業並びに包括 信用購入あっせん業及び 個別信用購入あっせん業	その他
10/1,000	8/1,000	3/1,000	7/1,000	6/1,000

(計算式)

$$\boxed{\text{繰入限度額}} = \left[\boxed{\text{当該事業年度終了の時における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額}} - \boxed{\text{実質的に債権とみられない金額}} \right] \times \boxed{\text{法定繰入率}}$$

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度	.	.	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十一(一)

令六・四・一以後終了事業年度分

債務者	住 所 又 は 所 在 地	1					計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	()				
個 別 評 價 の 事 由		3	令第96条第1項第1号該当				
同	個別評価する事由に該当する金銭債権であるかどうかを、その金銭債権に係る債務者ごとに判定していますか。			.	.	.	
当 期 繰 入 額		5	円	円	円	円	円
	個 別 評 價 金 銭 債 権 の 額	6					
繰 入 限 度 等 の 見 込 額	(6) の う ち 5 年 以 内 に 弁 済 さ れ る 金 額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7					
	(6) の 担 保 権 の 実 行 に よ る 取 立 て 等 の 見 込 額	8					
	他 の 者 の 保 証 に よ る 取 立 て 等 の 見 込 額	9					
	そ の 他 に よ る 取 立 て 等 の 見 込 額	10					
	(8) + (9) + (10)	11					
額 の 計 繰 入 限 度 額	(6) の う ち 実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い 部 分 の 金 額	12					
	(6) - (7) - (11) - (12)	13					
	令 第 96 条 第 1 項 第 1 号 該 当 (13)	14					円
	令 第 96 条 第 1 項 第 2 号 該 当 (13)	15					
	令 第 96 条 第 1 項 第 3 号 該 当 (13) × 50 %	16					
	令 第 96 条 第 1 項 第 4 号 該 当 (13) × 50 %	17					
繰 入 限 度 超 過 額	(5) - ((14)、(15)、(16) 又は (17))	18					
	貸 倒 に よ る 損 失 の 額 等 の 合 計 額 に 加 え る 金 額 (6) の 個 別 評 價 金 銭 債 権 が 売 掛 債 権 等 で あ る 場 合 の (5) と ((14)、(15)、(16) 又は (17)) の う ち 少 ない 金 額)	19					
貸 倒 率 の 計 算 の 基 準 と な る 金 額 の 明 級 等 額 の	貸 合 倒 計 れ 額 に か ん よ ら す 控 損 除 失 す る 金 額 の 約 額 の	前 期 の 個 別 評 價 金 銭 債 権 の 額 (前 期 の (6))	20				
		(20) の 個 別 評 價 金 銭 債 権 が 売 掛 債 権 等 で あ る 場 合 の 当 該 個 別 評 價 金 銭 債 権 に 係 る 損 金 算 入 額 (前 期 の (19))	21				
		(21) に 係 る 売 掛 債 権 等 が 当 期 に お い て 貸 倒 れ と な っ た 場 合 の そ の 貸 倒 れ と な っ た 金 額	22				
		(21) に 係 る 売 掛 債 権 等 が 当 期 に お い て も 個 別 評 價 の 対 象 と な っ た 場 合 の そ の 対 象 と な っ た 金 額	23				
		(22) 又は (23) に 金 額 の 記 載 が あ る 場 合 の (21) の 金 額	24				

別表十一(一の二)「1」欄(一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の当期繰入額)との合計額が貸借対照表の貸倒引当金の額と一致していますか。

別表十一(一の二)「19」欄の金額と一致していますか。

別表四で加算していますか。

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書				事業年度	法人名					
当期繰入額		1	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度)の(2)の合計額		8	円			
繰入限度額の計算	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (22の計)	2	円	別表十一(一)「5」欄(個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の当期繰入額)との合計額が貸借対照表の貸倒引当金の額と一致していますか。						
	貸倒実績率 (15)	3	円	倒実績率	前で3ある年以内場合に年は度当へ該設事立業による売掛債権等の貸倒れによる損失の額の合計額	10				
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (24の計)	4	円	別表十一(一)「19の計」の合計額	11					
	法定の繰入率	5	1,000	別表十一(一)「24の計」の合計額	12					
	繰入限度額 ((2)×(3))又は((4)×(5))	6	円	の年一度の貸倒れによる損失の額等の合計額	13					
	繰入限度超過額 (1)-(6)	7	円	(13)× 12 前3年内事業年度における事業年度の月数の合計	14					
一括評価金銭債権の明細				別表四で加算していますか。 (小数点以下4位未満切上げ)						
勘定科目	期末残高	16	円	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	完全支配関係がある他の法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (16)+(17)-(18)-(19)-(20)-(21)	実質的に債権とみられないものの額 (22)-(23)		
	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	17	円	18	19	20	21	22	23	24
別表十一(一)「6」欄(個別評価金銭債権の額)の金額と一致していますか。				消費税につき税抜経理方式を採用している法人であっても、消費税込みの決算計上額を記載していますか。				同一の相手先に債権と債務とがある場合に債権に達するまでの債務を記載していますか。		
計										
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細										
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額			25	円	債権からの控除割合 (26)/(25) (小数点以下3位未満切捨て)		27			
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額			26	円	実質的に債権とみられないものの額 (22の計)×(27)		28			

トピックス ➤ 簡便計算の適用対象法人

一括評価金銭債権の額から控除する債務の額の簡便計算（「25」欄から「28」欄）を適用できる法人は、平成 27 年 4 月 1 日に存在する法人で、基準年度は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間内に開始した各事業年度です。（措法 57 の 9①、措令 33 の 7③）

1 寄附金に該当する費用が寄附金勘定以外の他の勘定科目に含まれていませんか。

寄附金の額とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもって支出するかを問わず、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合のその金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時の価額又は経済的利益のその供与の時における価額とされています。ただし、広告宣伝費及び見本品の費用その他これらに類する費用や交際費、接待費及び福利厚生費とされるものは除かれます。(法法 37⑦)

また、資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その対価の額がその時価よりも低いときは、対価の額と時価との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる部分は、寄附金の額に含まれることとされています。したがって、一般の寄附金の範囲より広くなっています。(法法 37⑧)

2 実際に支払った(引き渡した)時に、損金不算入額の計算をしていますか。

寄附金は、実際に支払われた事業年度で寄附金の損金不算入額の計算をします。したがって、法人税法上の寄附金に当たるものが未払となっている場合、例えば、雑費勘定に未払計上しているものが寄附金に該当する場合、寄附金の損金不算入額の計算に含める必要はありません。ただし、損金として認められませんので、別表四で所得に加算する必要があります。

3 寄附金を正しく区分して損金算入限度額の計算をしていますか。

寄附金の損金算入限度額の計算は、①国又は地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金(財務大臣が指定した寄附金をいいます。)の金額、②特定公益増進法人等(教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他、公益の増進に著しく寄与する、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人(学校の設置を目的とするもの)、社会福祉法人、更生保護法人等)に対する寄附金の金額、③それ以外の寄附金の金額(いわゆる一般寄附金)の3つに区分して計算します。

(法法 37①③、法令 73)

【損金算入限度額の計算】

寄附金の区分	資本又は出資 を有する法人	資本又は出資 を有しない法人
①国又は地方公共団体に対する 寄附金及び指定寄附金	全額損金算入	全額損金算入
②特定公益増進法人 等に対する寄附金	$\frac{(\text{所得基準額} + \text{資本基準額})}{2}$ <ul style="list-style-type: none"> ・所得基準額=所得の金額×6.25/100 ・資本基準額=(資本金の額+資本準備金の額)× 当期の月数/12×3.75/1,000 	$\frac{\text{所得の金額}}{6.25/100}$
③一般寄附金	$\frac{(\text{所得基準額} + \text{資本基準額})}{4}$ <ul style="list-style-type: none"> ・所得基準額=所得の金額×2.5/100 ・資本基準額=(資本金の額+資本準備金の額)× 当期の月数/12×2.5/1,000 	$\frac{\text{所得の金額}}{2.5/100}$

寄附金の損金算入に関する明細書

別表十四(二) 令六・四・一以後終了事業年度分

未払の寄附金を
含めていませんか。
※ 未払の寄附金
は損金とならないので、所得金額
に加算する必要
があります。

事業年度が1年でない場合は月数あん分していますか。

マイナスとなる場合は「0」と記載していますか。

別表四の「27」欄で加算していますか。

公共企業体、町内会等に支出したもののを国等の寄附金としていませんか。

トピックス ➤ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは

青色申告書を提出する法人が、平成 28 年 4 月 20 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してその認定地方公共団体が行う「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金（以下「特定寄附金」といいます。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度の所得に対する調整前法人税額から、その事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の 40%相当額からその特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税の額から控除される一定の金額を控除した金額（特定寄附金の額の合計額の 10%相当額が限度）の法人税額の特別控除（法人税額の 5%が限度）ができます。（措法 42 の 12 の 2）

※ 法人税額の特別控除額の計算は税額控除の別表（認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書）を使用してください。

1 交際費等となるものはどのようなものですか。

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出するものをいいます。

なお、次の表に掲げる費用については、交際費等から除かれています。（措法 61 の 4⑥、措令 37 の 5②）

①	専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
②	飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）であって、一人当たりの金額が 10,000 円以下（令和 6 年 3 月 31 日以前の支出に係るものは 5,000 円以下）の費用 (注) 飲食等の日、参加した得意先等の氏名、名称等、参加した人数、飲食店の名称等を記載した書類を保存している場合に限ります。
③	カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
④	会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
⑤	新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

2 交際費等に該当する費用が交際費勘定以外の勘定科目に含まれていませんか。

交際費等の支出額を計算する場合には、交際費、接待費又は贈答費などの勘定科目ばかりでなく、寄附金、値引き又は割戻し、広告宣伝費、福利厚生費、旅費交通費、雑費、仮払金等全ての勘定科目のうちに交際費等に該当する支出が含まれていないかも併せて検討する必要があります。

3 接待等のあった事業年度で計算していますか。

交際費等の損金不算入額の計算は、実際に接待等を行った事業年度で行いますので、法人の決算において、仮払金として経理しているもののうち、交際費等に該当するものがあればそれも計算に含めます。

4 資本金の額又は出資金の額及び交際費等の支出額に応じて、別表十五により損金不算入額の計算を行っていますか。また、損金算入限度額を誤っていませんか。

期末の資本金 (出資金) の額	区分		計算方法
1 億円以下の法人(注) 1 億円を超える法人 以下 の法人	右の①と② のいずれか を選択	①接待飲食費の特例	損金不算入額 = 交際費等の額 - (交際費等の額の うち接待飲食費 × 50%)
		②定額控除(注)	損金不算入額 = 交際費等の額 - 8,000,000 円 × 事業年度の月数 / 12
100 億円を超える法人	接待飲食費の特例		損金不算入額 = 交際費等の額 - (交際費等の額の うち接待飲食費 × 50%)
100 億円を超える法人	原則		全額損金不算入

(注) 期末資本金（出資金）の額が 1 億円以下の法人であっても、大法人との間に完全支配関係がある法人等は
②の定額控除の適用はできません。（措法 61 の 4②）

※ 接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項（ハに掲げる事項を除きます。）を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます。

また、一人当たり 10,000 円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、ご注意ください。（措法 61 の 4⑥、措令 37 の 5①、措規 21 の 18 の 4）

イ	その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
ロ	その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
ハ	その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
ニ	その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
ホ	その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

中小法人が②の定額控除限度額までの損金算入の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表十五を添付する必要があります。（措法61の4⑦）

特にご注意ください！！

資本又は出資を有しない法人、公益法人等又は人格のない社団等の場合には、一定の方法により計算した金額を資本金の額又は出資金の額に準ずる金額とし、その金額に応じて交際費等の損金不算入額を求めます。（措令 37 の 4①）

交際費等の損金算入に関する明細書

別表四の「8」欄で加算していますか。

事業年度	：	法入名	
支出交際費等の額 (8の計)	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	円
支出接待飲食費損金算入基 本額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2		4
中小法人等の定額控除限度額 ((1)と((800万円 × $\frac{12}{100}$)又は(別表十 五付表「5」))のうち少ない金額)	3	損金不算入額 (1) - (4)	5
支出交際費等の額の明細			
科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額
	6	7	8
交 際 費	円	円	円
交 通 費			
控除対象外消費税額等			
<p>交際費等に該当する費用が含まれている交際費 以外の費用科目を記入していますか。</p> <p>交際費等に係る控除対象外消費 税額等を記入していますか。 特に、課税売上高が5億円超又は 課税売上割合が95%未満の場合に 空欄となっていませんか。</p> <p>交際費等に係る控除対象外消費税 額等のうち接待飲食費に係るもの を記入していますか。</p>			
計			

1 適用対象となる法人ですか。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の適用を受けることができる中小企業者等とは、中小企業者（13ページの1（注）1参照）又は農業協同組合等で青色申告書を提出する法人のうち、常時使用する従業員の数が500人以下の特定法人（注）以外の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の特定法人です。

なお、適用除外事業者（23ページのトピックス参照）に該当するものは、適用対象となる法人から除かれます。（措法67の5①、措令39の28①）

（注）特定法人とは、（i）その事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、（ii）通算法人（（i）に係る法人を除きます。）、（iii）保険業法に規定する相互会社（（ii）に係る法人を除きます。）、（iv）投資法人（（i）に係る法人を除きます。）、（v）特定目的会社をいいます。（法75の4②）

2 適用対象資産は、特別償却や圧縮記帳と重複適用していませんか。

この制度の適用対象とされる減価償却資産は、平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した取得価額が30万円未満のものです。

ただし、貸付け（主要な事業として行われるものと除く。）の用に供したものはこの制度の適用対象から除かれます。

なお、損金算入限度額は、少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円に達するまでとなっています。

また、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（10万円未満）、一括償却資産の損金算入（20万円未満の資産で3年間均等償却）、租税特別措置法の規定による圧縮記帳・特別償却・税額控除の適用を受けた資産は、この制度を適用することができません。（措法67の5①）

3 確定申告書等に少額の減価償却資産の取得価額に関する明細書を添付していますか。

この制度の適用を受けるためには、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書（別表十六（七））を添付して申告することが必要です。（措法67の5③）

トピックス 「少額減価償却資産」、「一括償却資産」及び「中小企業者等の少額減価償却資産」の要件

項目	少額減価償却資産	一括償却資産	中小企業者等の少額減価償却資産
対象法人	全ての法人	全ての法人	青色申告法人である中小企業者等
取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満
償却方法	全額損金算入 (即時償却)	3年間均等償却	全額損金算入 (即時償却)

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

		事業年度	:	:	法人名		
資産区分	種類 構造 細目 事業の用に供した年月	1 2 3 4	まとめて記載するのではなく個別に記載				
取得価額	取得価額又は製作価額 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 差引改定取得価額 (5)-(6)	5 6 7	円	円	円	円	円
資産区分	種類 構造 細目 事業の用に供した年月	1 2 3 4					
取得価額	取得価額又は製作価額 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 差引改定取得価額 (5)-(6)	5 6 7	円	円	円	円	円
資産区分	種類 構造 細目 事業の用に供した年月	1 2 3 4					
取得価額	取得価額又は製作価額 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 差引改定取得価額 (5)-(6)	5 6 7	円	円	円	円	円
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 (7)の計					8		円

30万円未満ですか。

300万円に達するまでの金額です。
 個々の資産の取得価額の一部のみを損金算入すること
 はできませんので、合計額が300万円を超える場合には、
 300万円が損金算入されない場合があります。

1 役員給与として損金算入できる要件を満たしていますか。

法人が役員に対して支給する給与(注)の額のうち次の(1)から(3)までに掲げる給与のいずれかに該当するものの額は損金の額に算入することができます。(法法 34①)

ただし、次の(1)から(3)までに掲げる給与のいずれかに該当するものであっても、不相當に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません。(法法 34②)

(注) 給与からは、①退職給与で業績連動給与に該当しないもの、②①以外のもので使用人兼務役員に対して支給する使用人としての職務に対するもの及び③法人が事実を隠蔽し、又は仮装して経理することによりその役員に対して支給するものは除かれます。(法法 34①③)

(1) 定期同額給与

定期同額給与とは、次に該当する給与をいいます。(法法 34①一、法令 69①)

イ	その支給時期が 1 か月以下の一定の期間ごとである給与（以下「定期給与」といいます。）で、その事業年度の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの
ロ	定期給与の額につき、給与改定（48 ページの 2 に掲げる改定）がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの
ハ	継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

(2) 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しない給与で、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭又は確定した数の株式（出資を含みます。以下同じです。）若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式若しくは特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給される給与をいいます（事前確定届出給与に関する届出書を所轄税務署長に提出するなど一定の要件を満たす必要があります。）。（法法 34①二）

(3) 業績連動給与

業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の法人又はその法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の次に該当するものをいいます。（法法 34①三）

イ	金銭による給与
ロ	株式又は新株予約権による給与
ハ	次の①又は②による給与で、無償で取得され又は消滅する株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの ① 特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式 ② 特定新株予約権又は承継新株予約権

2 役員給与を改定する場合、一定の事由によるものですか。

定期同額給与の事業年度の途中での改定は、次の(1)から(3)までに掲げる事由によるもので、給与改定前後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額でない場合は、定期同額給与に該当しません。

(1) 通常改定

当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3か月を経過する日まで（定期給与の額の改定（継続して毎年所定の時期にされるものに限ります。）が3か月経過日後にされることについて特別の事情があると認められる場合にあっては、当該改定の時期）にされた定期給与の額の改定。（法令69①一イ）

例 ○ 定時の株主総会等により定期給与を増額又は減額

(2) 臨時改定事由による改定

事業年度の途中において法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情など、事業年度開始の日から3か月経過日等までに予測しがたい偶発的な事情等（「臨時改定事由」といいます。）によるもので、利益調整等の恣意性があるとは必ずしもいえない役員に係る定期給与の額の改定（(1)に掲げる改定を除きます。）。（法令69①一口）

例 ○ 定時株主総会後、社長が退任し臨時株主総会により副社長が社長に就任するため定期給与を増額
○ 合併により合併法人の役員が当初業務の他に被合併法人の業務を担当することになり、定期給与を増額
○ 病気により役員が入院し、当初予定していた職務の一部が執行できなくなり、入院期間中の定期給与を減額。また、退院後職務の執行が可能となったことにより、元の額に戻す増額

(3) 業績悪化改定事由による改定

事業年度の途中において法人の経営の状況が著しく悪化したことなど、やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情（「業績悪化改定事由」といいます。）によりされた定期給与の額の改定（その定期給与の額を減額した改定に限り、(1)及び(2)に掲げる改定を除きます。）。

なお、一時的な資金繰りの悪化や業績目標に達しなかったことは、経営の状況が著しく悪化したことなどには含まれません。（法令69①一ハ）

例 ○ 経営状態の悪化により株主との関係上、役員の経営上の責任から定期給与を減額
○ 取引銀行との間での借入金返済のリスケジュールの協議において、定期給与の額をやむを得ず減額
○ 売上げの大半を占める得意先が不渡りを出したことにより、数か月後に売上げが激減し経営状況の悪化が避けられないため、これを回避するための経営改善計画を策定し、これに基づき役員給与の額を減額

※ (1)から(3)までに掲げる例は飽くまで判断の参考として掲載しているものであり、最終的には個々の事情に照らして、税務上の取扱いを判断することになります。

役員給与等の内訳書

- (注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。

2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。

3. 「左の内訳」の「使用者職務分」欄には、使用者兼務役員に支給した使用者職務分給与の金額を記入してください。

4. 「使用者職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。

5. 「使用者職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。

6. 「使用者職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。

7. 「使用者職務分以外」の「その他」欄には、上記4. 5. 6以外の給与の金額を記入してください。

8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものと記入し、「賃金手当」欄には、工員等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

16

適用額明細書の提出について

令和 年 月 日		自 平成 年 月 日	事業年度分の適用額明細書
		至 平成 年 月 日	(当初提出分・再提出分)
税務署長殿 （印）			
受取印			
納 税 地	電話() -		整理番号
(フリガナ)			提出枚数
法 人 名			枚 うち 枚目
法 人 番 号			
期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	<p>法人税申告書に「適用額明細書」の添付がない場合には、法人税関係特別措置を適用できることとなりますのでご注意ください。</p>		
所得金額又は 欠 損 金 額	十 億	百 万	千 円
	理 櫃		

1 「積上げ計算」又は「割戻し計算」の適用は正しいですか。

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

「積上げ計算」とは、適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する方法です。

「割戻し計算」とは、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法です。

《売上税額》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

【積上げ計算】

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

仕入税額は
いずれか選択可

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110（又は8/108）を乗じて算出した金額（1円未満の端数は、切捨て又は四捨五入）を仮払消費税額等とし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に78/100を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

また、経過措置（80%控除・50%控除）の適用を受ける課税仕入れに係る仕入税額についても「積上げ計算」により計算する必要があります。

2 課税仕入れに係る消費税額等の全額を控除している場合、その課税期間は、課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上ですか。

消費税の申告では、課税売上げに係る消費税額から、国内における課税仕入れに係る消費税額や保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額（以下「仕入控除税額」といいます。）を控除し、納付する消費税額を算出します。（消法5①、30①）

【納付税額の計算方法（一般課税の場合）】

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）}$$

課税期間の課税売上高が5億円以下、かつ、その課税期間の課税売上割合が95%以上である場合には、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができます。

なお、課税期間の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合については、「個別対応方式」又は「一括比例配分方式」により計算した仕入控除税額を、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。(消法30②)

○ 課税売上割合とは

その課税期間中の国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）に占めるその課税期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）の割合をいいます。(消法30⑥、消令48①)

国内における課税資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き）（注））

国内における資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き）（注）+非課税売上高）

(注) 免税売上高を含みます。

※ 分母、分子の対価の額の合計額には、貸倒れになった売上高を含み、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額（税抜き）を除きます。

※ 有価証券等及び金銭債権の譲渡をした場合は、当該譲渡の対価の額の5%相当額が分母の資産の譲渡対価の額とされます。ただし、金銭債権のうち、資産の譲渡等の対価として取得したもののは除きます。

○ 課税期間における課税売上高とは

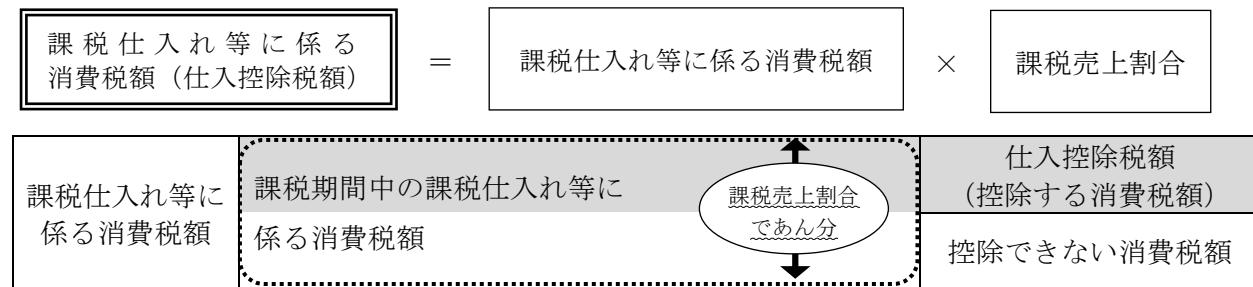
その課税期間における消費税が課税される取引の売上金額（税抜き）と、日本からの輸出として行われる取引や輸出物品販売場における輸出物品の譲渡などの免税売上金額の合計額をいいます。ただし、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額（税抜き）を除きます(消法9②、消令19)。

○ 個別対応方式

$$\boxed{\text{課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)}} = \boxed{\text{イの消費税額}} + \boxed{(\text{ロの消費税額} \times \text{課税売上割合})}$$

課税仕入れ等に係る消費税額	イ 課税売上げにのみ対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	ロ イ及びハの両方に共通するもの	
	ハ 非課税売上げにのみ対応するもの	控除できない消費税額

○ 一括比例配分方式



(注) 仕入控除税額の計算に当たって一括比例配分方式を選択した場合は、2年間継続して適用した後でなければ個別対応方式へ変更できません。(消法 30⑤)

○ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額は控除することができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、令和5年10月からの3年間は、仕入税額相当額の80%、令和8年10月からの3年間は、仕入税額相当額の50%を仕入税額として控除することができる経過措置が設けられています。

○ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

(注) 適格請求書発行事業者でない課税事業者や適格請求書等保存方式と関係なく課税事業者となる者等については、この特例の適用はありません。

3 還付申告書を提出する場合には明細書を添付していますか。

「控除不足還付税額」がある申告書を提出する場合には、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を添付する必要があります。(消法 46③、消規 22②)

なお、還付税額が中間納付還付税額のみの場合は「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を添付する必要はありません。

4 消費税率に誤りはありませんか。

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年10月1日から10%に引き上げられるのと同時に軽減税率が実施され、複数税率となりました。

消費税の軽減税率は、旧税率と同じ8%ですが、消費税率と地方消費税率の割合が異なりますので、消費税の確定申告に当たっては、区分して計算する必要があります。(消法 29)

消費税及び地方消費税の適用税率は次のとおりです。

区分	適用時期 令和元年 9月30日まで	令和元年10月1日から	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	10.0%	8.0%



軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品=人の飲用又は食用に供されるもの（酒類は除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目に含まれません。
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上、発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

法人に係る消費税の申告期限の特例

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限が1月延長されます。（消法45の2①）

（注）この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税を納付する場合、その延長された期間に係る利子税を併せて納付する必要があります。（消法45の2④）

特にご注意ください！！

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、当課税期間から課税事業者となります。（消法9の2①）

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。（消法9の2③）

※ 特定期間とは、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。（消法9の2④二）

5 経過措置の適用がある取引はありませんか。

経過措置の適用がある取引については、令和元年10月1日以後の資産の譲渡等や課税仕入れ等についても旧税率が適用されます。そのため、帳簿等において課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合は、相手方に対して旧税率が適用されたものであることについて書面により通知することとされています。この通知は請求書等にその旨を表示することでも差し支えありません。

申告書作成に当たっては、課税売上げや課税仕入れ等について新・旧税率ごとに区分し、それぞれの区分ごとに消費税の額を計算することになります。区分ごとの計算は付表1-1、付表1-2、付表2-1及び付表2-2までの4種類の付表（一般用）を用いて行います。

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 〔取受印〕		税務署長殿																												
納 税 地 (フリガナ)		(電話番号 - - -)																												
法 人 名																														
法 人 番 号 (フリガナ)																														
代 表 者 氏 名																														
<p style="background-color: #c8f7e4; padding: 5px;">法人番号の記載漏れは ありませんか。</p>																														
自 平成 □□年□□月□□日		※ 税務署処理欄																												
至 令和 □□年□□月□□日		<input type="checkbox"/> (個人の方) 振替継続希望 所管 <input type="checkbox"/> 要否 <input type="checkbox"/> 整理番号 中告年月日 令和 □□年□□月□□日 申告区分 指導等 庁指定 局指定 通信日付印 確認 年月日 指導年月日 相談区分1 区分2 区分3 令和 □□年□□月□□日																												
課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書																														
<p>この申告書による地方消費税の税額の計算</p> <table border="1"> <tr> <td>地方消費税の課税標準となる消費税額</td> <td>還付税額</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>譲渡割額</td> <td>額</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>納稅額</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>中間納付譲渡割額</td> <td></td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>納付譲渡割額</td> <td>(⑯ - ⑯)</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>中間納付譲渡割額</td> <td>(⑯ - ⑯)</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>この申告書が修正申告である場合</td> <td>既確定譲渡割額</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引納付額</td> <td>⑯</td> </tr> </table>				地方消費税の課税標準となる消費税額	還付税額	⑯		税額	⑯	譲渡割額	額	⑯		納稅額	⑯	中間納付譲渡割額		⑯	納付譲渡割額	(⑯ - ⑯)	⑯	中間納付譲渡割額	(⑯ - ⑯)	⑯	この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	⑯		差引納付額	⑯
地方消費税の課税標準となる消費税額	還付税額	⑯																												
	税額	⑯																												
譲渡割額	額	⑯																												
	納稅額	⑯																												
中間納付譲渡割額		⑯																												
納付譲渡割額	(⑯ - ⑯)	⑯																												
中間納付譲渡割額	(⑯ - ⑯)	⑯																												
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	⑯																												
	差引納付額	⑯																												
<p>記入漏れや記入誤りはありませんか(納付額でなく、確定額を記載)。</p>																														
<p>控除不足還付税額がある場合には「消費税の還付申告に関する明細書(法人用)」添付していますか。</p>																														
<p>この申告書による課税売上高が5,000万円以下であるのに一般用の申告書を使用していませんか。</p>																														
<p>2年間継続適用せずに一括比例配分方式から個別対応方式へ変更していませんか。</p>																														
<p>簡易課税の選択をしている事業者で基準期間の課税売上高が5,000万円以下であるのに一般用の申告書を使用していませんか。</p>																														
<p>当課税期間の課税売上高が5億円超の場合に全額控除としませんか。</p>																														
<p>この申告書による課税売上高が1,000万円を超えており、2割特例の適用を受けられない事業者ですか。</p>																														
<p>税理士法第30条の書面提出有</p>																														
<p>税理士法第33条の2の書面提出有</p>																														

⑯=(⑪+⑫)-(⑧+⑬+⑭+⑮)・修正申告の場合⑯=⑭+⑮
⑯が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

* 2割特例による申告の場合、⑬欄に⑪欄の数字を記載し、
⑬欄×22/78から算出された金額を⑭欄に記載してください。

課税標準額等の内訳書

整理番号	□□□□□
------	-------

法人用

納税地	(電話番号) - - -
(フリガナ)	
法人名	
(フリガナ)	
代表者氏名	

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input checked="" type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input checked="" type="checkbox"/>	附則38② 52

第二表

自 令和 □□年□□月□□日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

中間申告 自 令和 □□年□□月□□日
の場合
対象期間 至 令和 □□年□□月□□日

至 令和 □□年□□月□□日

課 税 標 準 額	※申告書(第一表)の①欄へ	①	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一 円
												0	0	0	01	

課税資産の 譲渡等の 対価の額 の合計額	3 % 適用分	②	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	02
	4 % 適用分	③	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	03
	6.3 % 適用分	④	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	04
	6.24 % 適用分	⑤	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	05
	7.8 % 適用分	⑥	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	06
	(②～⑥の合計)	⑦	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	07
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	11
	7.8 % 適用分	⑨	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	12
(⑧・⑨の合計)		⑩	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	13

消 費 税 ※申告書(第一表)の②欄へ ⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	21
	4 % 適用分	⑬	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	22
	6.3 % 適用分	⑭	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	23
	6.24 % 適用分	⑮	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	24
	7.8 % 適用分	⑯	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	25
	(⑫～⑯の合計)	⑰	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	26

(17) の 内 訳	返還等対価に係る税額 ※申告書(第一表)の⑤欄へ	⑰	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	31
	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	33

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)	(⑰～⑲の合計)	⑳	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	41
	4 % 適用分	㉑	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	42
	6.3 % 適用分	㉒	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	44

(注1) ⑰～⑲及び⑳欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

申告に係る課税期間に旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、付表1-1及び付表1-2を使用してください。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課 税 期 間	・ ～	氏 名 又	旧税率（8%）の課税売上げの取引がある場合は付表1-1等を使用。
× 分	税率 6.24% 適用分 A	税率 7.8% B	(A+B)
課 税 標 準 額 ①	円 000	円 000	円 000
① 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	※第一表の①欄へ ※第一表の⑤欄へ	※第一表の④欄へ	※第一表の④欄へ
内 特 定 課 税 仕 入 金 額 に 係 る 支 払 金 額	税込みの場合：課税売上高（税込み）×100/108（千円未満切捨て）	税込みの場合：課税売上高（税込み）×100/110（千円未満切捨て）	
消 費 税 額 ②			
控 除 額 大 調 整 税 額 ③	(付表2-3の④・⑤欄の合計金額)	(付表2-3の④・⑤・⑥欄の合計金額)	※第一表の④欄へ
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(付表2-3の⑥A欄の金額)	(付表2-3の⑥B欄の金額)	※第一表の④欄へ
返 還 等 対 価 額 ⑤			※第二表の④欄へ
除 ⑤ の 売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑥	※第一表の④欄へ		
内 特 定 課 税 仕 入 金 額 に 係 る 税 額 ⑦	※第一表の④欄へ ※第一表の⑤欄へ ※第一表の⑥欄へ ※第一表の⑦欄へ ※第一表の⑧欄へ ※第一表の⑨欄へ ※第一表の⑩欄へ ※第一表の⑪欄へ ※第一表の⑫欄へ ※第一表の⑬欄へ		
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑧			※第一表の④欄へ
控 除 税 額 小 計 額 (④+⑤+⑥)	⑦		※第一表の④欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧		※第一表の④欄へ
差 引 税 額 (②-③-⑦)	⑨		※第一表の④欄へ
地 準 万 と 消 な き 費 用 の 差 課 税 額 (⑧)	⑩		※第一表の④欄へ ※マイナス(+)を付して第二表の④及び⑤欄へ
議 渡 違 付 額	⑪		※第一表の④欄へ ※第一表の⑤及び⑥欄へ
制 納 税 額 額	⑫		(⑪C欄×22/75) ※第一表の④欄へ
	⑬		(⑪C欄×22/75) ※第一表の④欄へ

注意 金額の表においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

申告に係る課税期間に旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、付表2-1及び付表2-2を使用してください。

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課 税 期 間	・ ~ ・	氏名又は名称	
項 目	税率 6.21% 適用分 A	税率 7.8% 適用分 B	合計 (A+B)
課税売上額(税抜き) ①	円	円	円
免税売上			
非課税資産の輸出 海外支店等へ移送した	税込みの場合:課税売上高(税込み) ×100/108-売上対価の返還等(税込み) ×100/108		
課税資産の譲渡等の対価の額			
課税仕入れの金額(税込み)-仕入対価の返還等(税込み)			
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ③			
課税仕入れに係る消費税額 ⑩			
酒格請求書発行事業者以外 経過措置の適用を受ける課税	旧税率(8%)の課税仕入れ の取引がある場合は付表2- 1等を使用		
適格請求書発行事業者以外 経過措置により課税仕入			
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑬	※及び基準は、課税売上額が90%未満、かつ、課税仕入れがある事業者のみ正確である。		
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑭	(⑬)×(7.8/108)		
課税貨物に係る消費税額 ⑮			
納税義務の免除を受けない(受けける) こととなつた場合における消費税額 ⑯			
の調整(加算又は減算) ⑰			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑯±⑰)	⑯		
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合は (⑰の金額)	当課税期間の課税売上高が5億円超の 場合に全額控除としていませんか。		
課5課95 税徴 別 売未 上満 上超 高又 合場 がはが 控の 課税 消費 額整 差 引	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯		
個別 対応 方式	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑰		
課税仕入れ等の税額 [(⑯-⑰)×④/(7.8)]	⑯		
その課税期間の課税売上高が5億円を超え、個別対応方式により仕入控除税額の調整計算をする場合において、⑥欄の非課税売上額に記載する金額が預金利子しかない場合でも、その課税期間において行った個々の課税仕入れ等について、必ず、課税売上対応分、非課税売上対応分及び共通対応分に区分する必要があります。 消費税法上、非課税となる預金利子が、事業者の事業活動に伴い発生し、事業者に帰属するものであることからしても、例えば、総務、経理部門等における事務費など、課税売上対応分として特定されない課税仕入れ等については共通対応分として区分し、⑩欄に金額を記載することになります。			
貸倒回収に係る消費税額 ㉙	※付表1-3の⑧欄～	※付表1-3の⑨欄～	

(55.10.1以後終了課說科費用)